# 別添:SDG グローバル指標

# 目標1:あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



#### Indicator の状況

Target 1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、 2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。

# Indicator 1.3.1

社会保障制度によって保護されている人口の割合(性別、子供、失業者、年配者、障害者、妊婦、新生児、労務災害被害者、貧困層、脆弱層別)

# 定義:

社会保険制度 (医療保険、介護保険、年金) のカバレッジ (%) を掲載。

	2016	2017	2018
医療保険	98.6	98.6	98.6
介護保険	99.1	99.1	99.1
年金	99.5	-	-

<sup>※</sup>医療保険に加入していない生活保護受給者については、生活保護制度によって カバーされている。

<sup>※</sup>介護保険の適用除外となる障害者支援施設入所者等については、障害福祉サービス等によって別途カバーされている。

<sup>※</sup>年金については、20~59歳の国内居住の者については、加入義務が課されている。加入する制度の変更等により、一時的に非加入の者等が存在する。

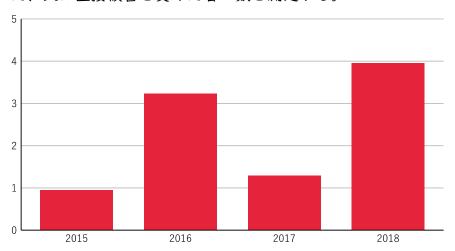
Target 1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。

# Indicator 1.5.1

10万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数(指標 11.5.1及び 13.1.1と同一指標)

# 定義:

人口 10 万人あたりの災害によって死亡した、行方不明になった、又は直接被害を受けた者の数を測定する。



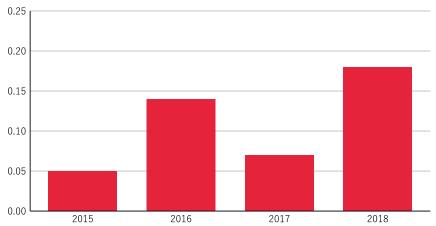
10万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数(人)

# Indicator 1.5.2

グローバル GDP に関する災害による直接的経済損失

# 定義:

GDP に対する災害に起因する直接的な経済損失の割合を測定する。



災害に起因する直接的な経済損失(%)

# Indicator 1.5.3

仙台防災枠組み 2015-2030 に沿った国家レベルの防災戦略を 採択し実行している国の数(指標 11.b.1 及び 13.1.2 と同一指 標)

仙台防災枠組 2015-2030 に沿った、国レベルの防災 (DRR) 戦略を採用し実施する国の数 (2015年か ら 2017 年までの数値)

1

# Indicator 1.5.4

国家防災戦略に沿った地方レベルの防災戦略を採択し実行し ている地方政府の割合(指標 11.b.2 及び 13.1.3 と同一指標)

仙台防災枠組 2015-2030 に沿った地方レベルの防災 (DRR) 戦略を採択し実施する地方政府の割合 100 (2015年から2019年までの数値)

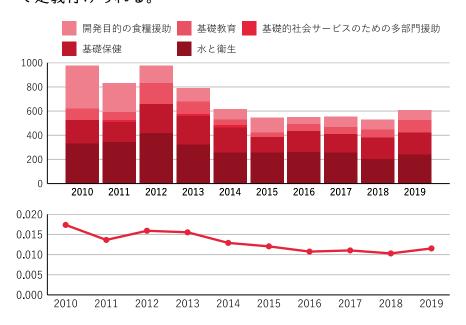
# Target 1.a あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国を始めとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。

# Indicator 1.a.1

貧困削減に焦点を当てた、全てのドナーからの ODA 贈与合計(受益国の国民総所得に占める割合)

# 定義:

貧困削減に焦点を当てたODA贈与の合計額および対GNI比。 貧困削減に関する分野は、基礎的社会サービス(基礎保健、基 礎教育、基礎的な水と衛生(上下水道)、人口プログラム及び リプロダクティブ・ヘルス)並びに開発目的の食糧援助とし て定義付けられる。



グラフ上:ODA 贈与の合計額(百万ドル) グラフ下:ODA 贈与合計額の対 GNI 比(%)

# 目標 2: 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、 持続可能な農業を促進する



#### Indicator の状況

Target 2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。

#### Indicator 2.1.2

食料不安の経験尺度(FIES)に基づく、中程度又は重度な食料不安の蔓延度

#### 定義:

食料不安の経験尺度(FIES)に基づいて、参照期間中に中程度又は重度なレベルの食料不安を経験した国民の割合として定義される。FIES は、国境を越えて食料不安のレベルを比較するために、「飢餓プロジェクトの声(VOH)」の下で FAOによって開発された測定基準である。

	2015	2016	2017	2018
中程度又は重度	2.6	2.7	3.2	3.1
重度	0.4	0.4	0.5	0.7

食料不安の蔓延度(%)

※本指標は、日本の公的統計ではなく FAO が調査・公表している、成人にお ける重度な食料不安の蔓延度。

# Target 2.2 5 歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたター ゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不 良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行 う。

#### Indicator 2.2.1

5歳未満の子供の発育阻害の蔓延度(WHO)子供成長基準で、 年齢に対する身長が中央値から標準偏差-2未満)

WHO 子供成長基準で年齢に対する身長が中央値から標準偏差-2未満の5歳児の割合

7.1

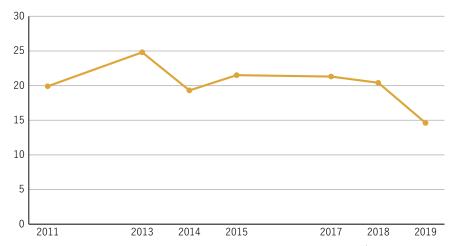
5歳未満の子供の発育阻害の蔓延度(%)。2010年の数値

# Indicator 2.2.3

15~49歳の女性における貧血の蔓延度(妊娠状況別、%)

# 定義:

血色素量(血中へモグロビン濃度)が 12.0 mg/dL 未満となっている  $20 \sim 49$  歳の女性の割合 (貧血治療のための薬の使用者含む)



- ※2010年、2012年、2016年及び2020年は、以下の理由によりデータがない。
- ・2010年は、貧血治療のための服薬者を含むデータがないため。
- ・2012 年・2016 年は、血色素量の検査を行っていないため。
- ・2020年は調査を実施していないため。

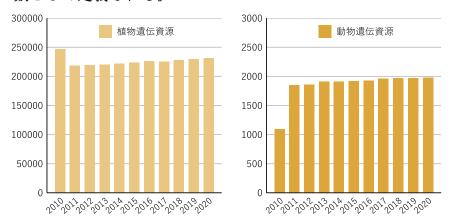
Target 2.5 2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。

# Indicator 2.5.1

中期又は長期保存施設に保存されている食料及び農業のための(a)植物及び(b)動物の遺伝資源の数

# 定義:

遺伝資源を保存するために設置された中長期保存施設に保存されている食料及び農業のための植物及び動物の遺伝資源の数として定義される。



※植物遺伝資源では、2011 年以降、同一遺伝資源の重複保存は算入していない。 ※動物遺伝資源では、2011 年以降、個体管理を行っている。

# Target 2.a

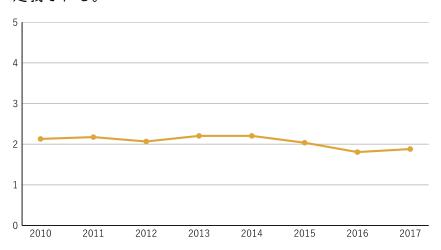
開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。

# Indicator 2.a.1

政府支出における農業指向指数

#### 定義:

政府支出における農業指向指数(AOI)は、林業、漁業及び 狩猟を含む農業について、政府支出における農業が占める比率 をGDPにおける農業が占める比率で除したもの、として 定義される。



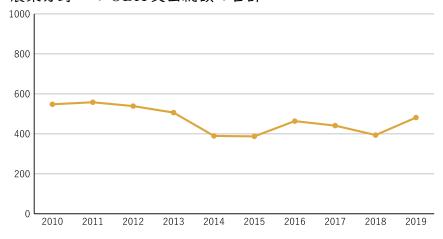
#### 政府支出における農業指向指数

※ AOI が 1 を超える場合は、農業部門の GDP への寄与より政府支出に占める 比率が高く、すなわち農業部門への指向性が高いことを表している。AOI が 1 未満の場合は農業への指向性が低いことを表し、AOI が 1 の場合は政府の農業 部門への指向性が中立的であることを意味している。

# Indicator 2.a.2

農業部門への公的支援の全体的な流れ(ODA 及び他の公的支援の流れ)

定義: 農業分野への ODA 支出総額の合計



農業部門への公的支援の全体的な流れ(百万ドル)

Target 2.b ドーハ開発ラウンドのマンデートに従い、全ての農産物輸出補助金及び同等 の効果を持つ全ての輸出措置の同時撤廃などを通じて、世界の市場における 貿易制限や歪みを是正及び防止する。

# Indicator 2.b.1

農業輸出補助金

農業輸出補助金は、世界貿易機関(WTO)農業協定第1条パラグラフ(e)に定義されている。加盟国は、表 ES:1及び補助表 ES:2により、輸出補助に関する予算支出額及び輸出補助金が支出された産品の輸出量について WTO に対して報告。

※ WTO 事務局に報告している結果。なお、日本は WTO の設立当初から輸出補助金を有していない。

0

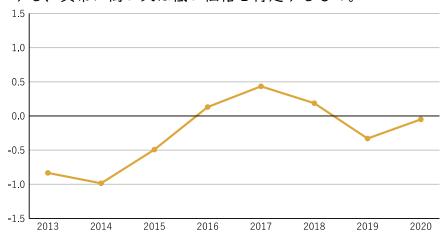
Target 2.c 食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。

# Indicator 2.c.1

食料価格の変動指数 (IFPA)

# 定義:

食料価格の変動指数 (IFPA) は、一定期間の食料価格で発生する、異常に高い又は低い価格を特定するもの。



食料価格の変動指数 (コメ)

目標3:あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福 祉を促進する



#### Indicator の状況

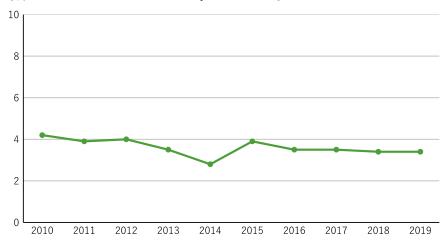
Target 3.1 2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。

# Indicator 3.1.1

妊産婦死亡率

# 定義:

年間の妊娠中または妊娠終了後満 42 日未満に、妊娠の期間及び部位には関係しないが、妊娠もしくはその管理に関連した又はそれらによって悪化した全ての原因による妊産婦死亡の数を出生 10 万人当たりで表したもの。



出生 10 万人当たりの妊産婦死亡数

# Indicator 3.1.2

専門技能者の立ち会いの下での出産の割合

# 定義:

熟練した医療従事者の立ち会いの下での出産の割合とは、救命的な産科医療の提供に当たって、訓練された保健医療従事者が立ち会う分娩の割合をいい、妊娠、分娩及び産褥期における女性への必要な監督、ケア及び助言の提供、分娩の実施、並びに新生児ケアの提供が含まれるものである。

2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
99.79	99.81	99.82	99.83	99.84	99.86	99.85	99.86	99.86	99.85

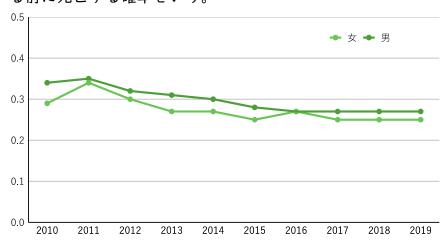
Target 3.2 全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、 5歳未満死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指 し、 2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。

# Indicator 3.2.1

5歳未満児死亡率

#### 定義:

5歳未満児死亡率(U5MR)は、ある年に生まれた子供が、 現在の年齢別死亡率で死亡していった場合に、5歳に到達す る前に死亡する確率をいう。



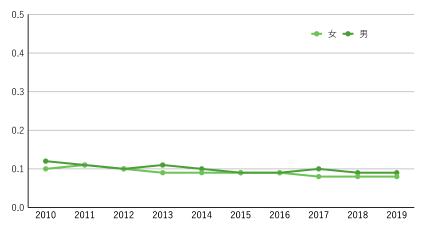
5歳未満児死亡率 (%)

# Indicator 3.2.2

新生児死亡率

#### 定義:

新生児死亡率(NMR)は、ある年に生まれた子供が、現在の年齢別死亡率で死亡していった場合に、4週に到達する前に死亡する確率をいう。



新生児死亡率(%)

Target 3.3 2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。

# Indicator 3.3.1

非感染者 1,000 人当たりの新規 HIV 感染者数(性別、年齢及び主要層別)

定義: 年間の新規 HIV 感染者数として定義される。



#### 新規 HIV 感染者数(人)

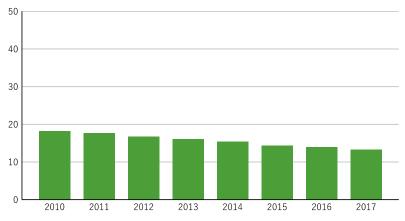
※非感染者 1000 人当たりが算出できないため、新規 HIV 感染者数を参考値として記載する。

# Indicator 3.3.2

10万人当たりの結核感染者数

# 定義:

人口 10 万人当たりの結核感染者数とは、特定の年に発生した 新規及び再発性結核(HIV に感染しているケースを含む全て の結核)の推定数を 10 万人当たりで表したものである。



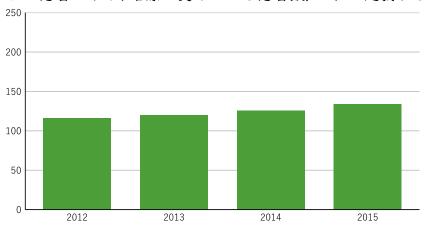
10万人当たりの結核感染者数(人)

# Indicator 3.3.4

10万人当たりのB型肝炎感染者数

# 定義:

人口 10 万人当たりの肝炎ウイルス新規感染者数(E型肝炎ウイルス及びA型肝炎ウイルスを除く)と、B型肝炎ウイルスの持続感染者(B型肝炎ウイルスに起因する肝炎、肝硬変、肝がん患者のうち、治療を受けている患者数)の和と定義する。



10万人当たりのB型肝炎感染者数(人)

- ※新規感染者数 (E型、A型肝炎ウイルスを原因とする肝炎患者を除く)と持続感染者数 (HBVに起因する肝炎、肝硬変、肝がんの治療が行われている患者数)の合計値で算出。
- ※持続感染者数は 2012 年~2015 年分の NDB データより算出。

# Indicator 3.3.5

「顧みられない熱帯病」(NTDs)に対して介入を必要としている人々の数

# 定義:

WHO の NTD ロードマップ及び WHO 総会決議の対象となっている、顧みられない熱帯病 (NTDs) の治療及びケアを必要としている人々の数として定義されている。



NTDs に対して介入を必要としている人々の数(人)

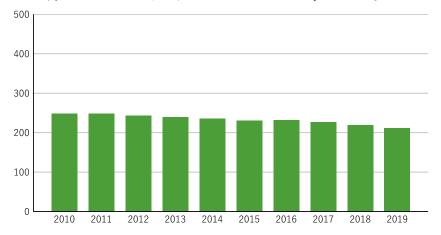
Target 3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の I 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。

# Indicator 3.4.1

心血管疾患、癌、糖尿病、又は慢性の呼吸器系疾患の死亡率

# 定義:

年間の死亡者年齢 30~69 歳 (集団) の死因 (心血管疾患、癌、糖尿病、又は慢性の呼吸器系疾患の合計) 死亡数を日本人人口で除したものであり、10万人当たりで表される。



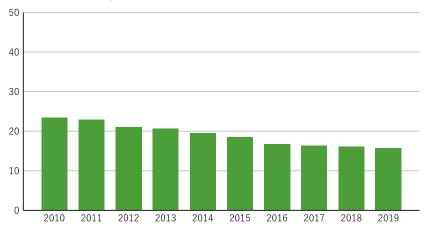
10万人当たりの心血管疾患、癌、糖尿病、又は慢性の呼吸器系疾患の死亡者数

# Indicator 3.4.2

# 自殺率

# 定義:

年間の自殺死亡者数を日本人人口で除したものであり、10 万人当たりで表される。



10万人当たりの自殺死亡者数 ※厚生労働省人口動態統計より作成

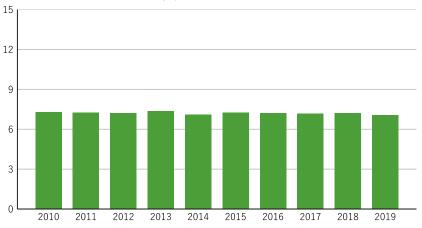
Target 3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。

# Indicator 3.5.2

15歳以上の人口一人当たり年間純アルコール消費量(0)

# 定義:

Ⅰ年間(年度)の純アルコール量における、20歳以上のⅠ人当たりのアルコール消費量とする。



I 人当たりのアルコール消費量 (Q)

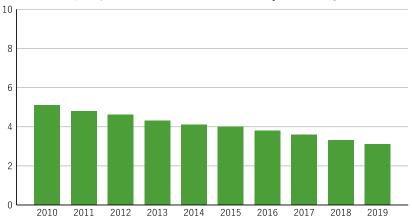
Target 3.6 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。

# Indicator 3.6.1

道路交通事故による死亡率

#### 定義:

年間の「路上交通事故による死亡」者数を日本人人口で除したものであり、人口 10 万人当たりで表される。



10万人当たりの路上交通事故による死亡者数 ※厚生労働省人口動態統計より作成

Target 3.7 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。

# Indicator 3.7.1

近代的手法によって、家族計画についての自らの要望が満た されている出産可能年齢(15~49歳)にある女性の割合

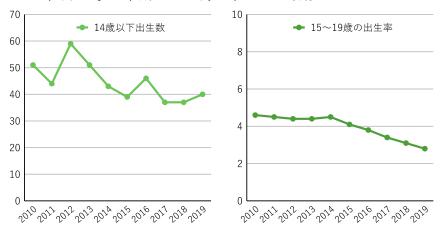
結婚または婚約している 15-49 歳の妊娠可能年齢 女性で家族計画が必要な人のうち、近代的な方法 で家族計画ができている人の割合(2017 年)

# Indicator 3.7.2

女性 1,000 人当たりの青年期( $10\sim14$  歳; $15\sim19$  歳)の出生率

# 定義:

女性人口千人当たりの母の年齢階級が「15~19 歳」の年次別 出生率及び母の年齢が 14 歳以下の出生数。



 $10{\sim}14$  歳の女性人口千人当たりの出生率については算出しておらず、14 歳以下の出生数のみ把握が可能。

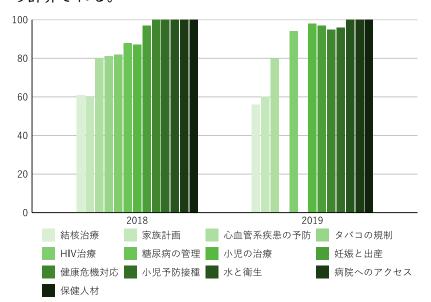
Target 3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、UHCを達成する。

# Indicator 3.8.1

必要不可欠な保健サービスによってカバーされる対象人口の 割合

#### 定義:

必要不可欠な保健サービスのカバー率は、一般及び最も不利な立場の人々についての、生殖、妊婦、新生児及び子供の健康、感染症、非感染性疾患、サービス能力とアクセスを含む追跡可能な介入を基にした必要不可欠なサービスの平均的カバー率と定義される。0-100のスケールのインデックス(UHCサービスカバレッジインデックス)で示され、ヘルスサービスカバレッジの 14 分野のインディケーターの幾何平均から計算される。



WHO から提示された算出方法に基づき、0-100 のスケールで示される指数であり、14分野の指標の幾何平均から計算されるもの。

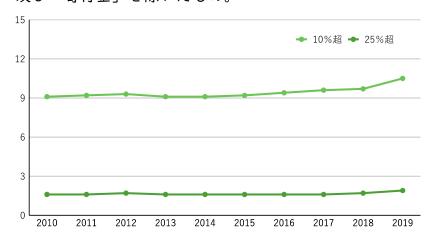
- ※本指標は、カバー率の低い国を対象として開発されており、カバー率の高い国 (先進国)は80%以上と記載することが一般的。
- ※14 指標の調査時期はそれぞれ異なるため、年度末(3月31日)に得ることができるそれぞれのデータを用いて計算した上で、その年度の指標とする。
- ※日本は、マラリア流行地域ではないため、マラリアの指標を除く 13 分野の指標 から計算している。

# Indicator 3.8.2

家計の支出又は所得に占める健康関連支出が大きい人口の割 合

# 定義:

家計の支出に対する健康関連支出の割合が 10%超及び 25% 超の人口の割合。分子は家計調査の「保健医療」から「健康保持用摂取品」、「紙おむつ」及び「出産入院料」を除いたもの。分母は家計調査の「財・サービス支出計」から「出産入院料」及び「寄付金」を除いたもの。



家計の支出又は所得に占める健康関連支出が大きい人口の割合(%)

Target 3.9 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡 及び疾病の件数を大幅に減少させる。

# Indicator 3.9.2

安全ではない水、安全ではない公衆衛生及び衛生知識不足(安全ではない WASH (基本的な水と衛生) にさらされていること) による死亡率

# 定義:

年間の「安全ではない水、安全ではない公衆衛生及び衛生知識不足(安全ではない WASH(基本的な水と衛生)にさらされていること)による」と定義されている死亡者数を日本人人口で除したものであり、人口 10 万人当たりで表される。



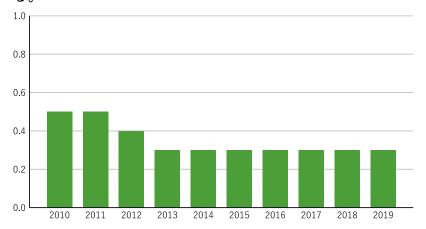
10万人当たりの、安全ではない水、安全ではない公衆衛生及び衛生知識不足による死亡者数

# Indicator 3.9.3

意図的ではない汚染による死亡率

# 定義:

年間の「意図的ではない汚染」と定義されている死亡数を日本人人口で除したものであり、人口 10 万人当たりで表される。



10万人当たりの、意図的ではない汚染による死亡者数

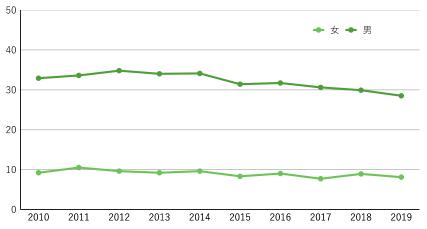
Target 3.a 全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を 適宜強化する。

# Indicator 3.a.1

15歳以上の現在の喫煙率(年齢調整されたもの)

# 定義:

現在習慣的に喫煙している 20 歳以上の者(たばこを「毎日吸っている」又は「時々吸う日がある」と回答した者)の割合。



15歳以上の現在の喫煙率 (%)

# Target 3.b

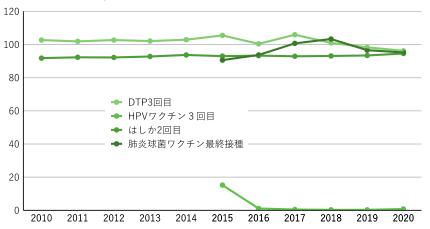
主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。

#### Indicator 3.b.1

各国の国家計画に含まれる全てのワクチンによってカバーされている対象人口の割合

#### 定義:

定期の予防接種(予防接種法に基づく予防接種)の実施率。各年度における定期の予防接種の実施人口を、対象人口で除したものとして表される。



各国の国家計画に含まれる全てのワクチンによってカバーされている対象人口の 割合 (%)

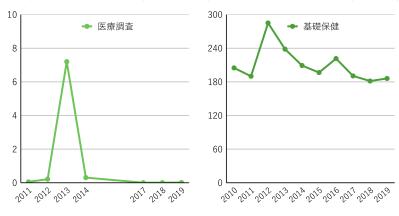
- ※DTP3 回目: [当該年度に、4 種混合ワクチン (DPT-IPV:ジフテリア・破傷風トキソイド・百日咳・不活化ポリオの混合ワクチン) の 3 回目の定期予防接種を実施した人数] を [標準的接種期間に達した人口] で除したもの。
- ※はしか2回目: [当該年度に麻しん風疹混合ワクチンあるいは麻しん単抗原ワクチンの2回目の定期予防接種を実施した人数]を [標準的接種期間に達した人口] で除したもの。
- ※肺炎球菌ワクチン最終接種:[当該年度に肺炎球菌結合型ワクチンの最終接種の 定期予防接種を実施した人数]を[標準的接種期間に達した人口]で除したもの。
- ※HPV ワクチン3回目: [当該年度に子宮頸がんウイルス (HPV) ワクチンの3回目の定期予防接種を実施した人数]を[標準的接種期間に達した人口]で除したもの。ここで標準的接種期間は13歳としている。

# Inidcator 3.b.2

薬学研究や基礎的保健部門への純 ODA の合計値

# 定義:

医療研究及び基礎保健の分野への ODA 支出総額の合計



単位は百万ドル

Target 3.d 全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、 危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。

# Indicator 3.d.1

国際保健規則 (IHR) が規定する健康危機に対する基本的能力

ある一時点で確認した、IHR が規定されている健康危機に対する 13 のコアキャパシティ基本的能力の達成率 (2017 年)

# 目標 4: すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供 し、生涯学習の機会を促進する



Indicator の状況

Target 4.1 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。

# Indicator 4.1.1

(i)読解力、(ii)算数について、最低限の習熟度に達している次の子供や若者の割合(性別ごと)(a)2~3学年時、(b)小学校修了時、(c)中学校修了時

# 定義:

小学校4年生及び中学校2年生において、算数・数学について、最低限の習熟度に達している子供又は若者の割合(%)

	2011	2015	2019
(a)小学4年生	99	99	99
(b)中学2年生	97	98	99

※(ii)算数のみ。(i)読解力はデータが存在しない。

※性別ごと(全学年(a)~(c))のデータも存在しない。

※(b)の教育段階に関するデータも存在しない。

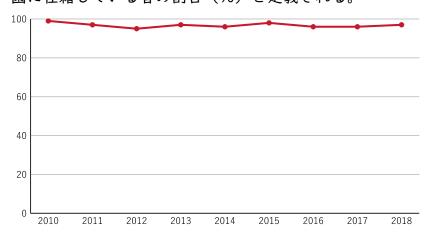
Target 4.2 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア 及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うよ うにする。

# Indicator 4.2.2

小学校に入学する年齢より | 年前の時点で体系的な学習に参加している者の割合(性別ごと)

# 定義:

体系的な学習プログラムに参加している、初等教育への理論的な入学年齢よりも I 歳若い年齢の子供の割合として定義される。日本においては、5歳児人口における幼稚園(特別支援学校幼稚部含む、以下同じ)、保育所、幼保連携型認定こども園に在籍している者の割合(%)と定義される。



※幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園に在籍している5歳児の割合(男女計) ※なお、社会福祉施設等調査では、回収率が100%ではないため、調査結果における保育所の在籍者数は、全国の全ての在籍者数とはなっていないという点に留意する必要がある。また、男女別データを集計していないため、本指標において男女別の就学率を算出することはできない。 Target 4.3 2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。

# Indicator 4.3.1

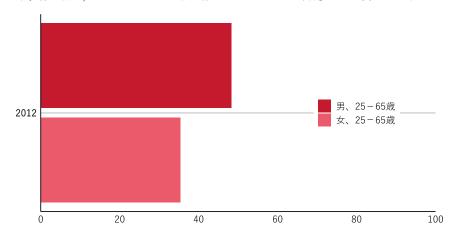
過去 12 か月に学校教育や学校教育以外の教育に参加している若者又は成人の割合(性別ごと)

# 定義:

一定期間中に、特定の年齢層が学校教育や学校教育以外の教育に参加した割合として定義される。日本においては、OECDが2011年度に実施した国際成人力調査(PIAAC)に基づき、この調査の参加者のうち、過去12か月の間に学校教育や学校教育外の教育に参加していると回答した成人(25~65歳)の割合と定義される。

※OECD は、PIAAC における学校教育や学校教育以外の教育の参加率に関連する 分析を行う際、初回の学校教育期間中である可能性が高い I 6~24の年齢層 を除いており、当該指標についても同様の取扱いとする。

※対象者が約5,000人であり、全数調査ではないことに留意する必要がある。



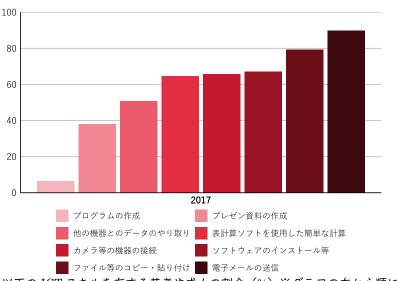
Target 4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。

#### Indicator 4.4.1

ICT スキルを有する若者や成人の割合(スキルのタイプ別)

#### 定義:

12歳以上の調査対象者に占める ICT スキル別の割合



以下の ICT スキルを有する若者や成人の割合(%)※グラフの左から順に記載

- ・プログラミング言語を使用してコンピュータプログラムを作成できる
- ・パワーポイント、Keynote 等のプレゼンテーションソフトを使用して資料を作成することができる
- ・パソコンと他の機器(スマートフォン、タブレット等)との間でデータの やり取りをすることができる
- ・エクセル、Open Office 等の表計算ソフトを使用して足し算や引き 算等の簡単な計算をすることができる
- ・パソコンにプリンタやカメラ等の機器を接続することができる
- ・インターネットを利用してソフトウェアのダウンロードやインストールをする ことができる
- ・ファイルのコピーや、文字や図表のコピー・貼り付けができる(ファイルのコピーや、文字や図表のコピー・貼り付けを含む)
- ・写真や文書を添付して電子メールを送ることができる

Target 4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び 脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平 等にアクセスできるようにする。

# Indicator 4.5.1

詳細集計可能な、本リストに記載された全ての教育指数のための、パリティ指数(女性/男性、地方/都市、富の五分位数の底/トップ、またその他に、障害状況、先住民、紛争の影響を受けた者等の利用可能なデータ)

# 指標 4.3.1 に関するパリティ指数(女性/男性) (2012 年)

0.7

基礎指標について、あるグループの値に対する異なるグループの値の比として定義される。日本においては Indicator 4.3.1 を基礎指標とし、当該指標における男性の参加率に対する女性の参加率の比として定義される。

Target 4.6 2030年までに、全ての若者及び大多数(男女ともに)の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。

#### Indicator 4.6.1

実用的な(a)読み書き能力、(b)基本的計算能力において、少なくとも決まったレベルを達成した所定の年齢層の人口割合(性別ごと)

# 定義:

特定の年齢層において(a)読み書き能力、(b)基本的計算能力が一定の習熟度を超えた割合として定義される。日本においては、OECD が 2011 年度に実施した国際成人力調査(PIAAC)に基づき、この調査の参加者のうち、(a)読解力、又は(b)数的思考力の習熟度レベルー以上の 16~65 歳の割合として定義される。

	男性	女性
(a)読解力	99	99
(b)数的思考力	99	99

<sup>※</sup>数値は、2012年時点。

<sup>※</sup>国連は、「読み書き能力及び基本的計算能力における若者と成人の習熟度を測定するには、何らかの直接的な評価が必要となる。世帯調査を使用して学 習を測定することは、費用がかかり、管理が難しく、日常生活にとって重要な分野での学習を過小評価するかもしれないが、標準化されたアプローチでは評価するのが難しい。結果は、特に様々な背景のあるスキルを適用することに関して、青少年が知っていること及びできることを正確に表現できない場合がある。」との見解を示している。

<sup>※</sup>PIAACでは、書く能力を調査していないことに留意する必要がある。

<sup>※</sup>対象者が約5,000人であり、全数調査ではないことに留意する必要がある。

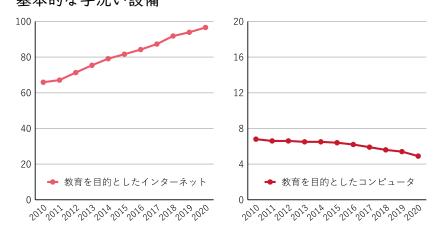
Target 4.a 子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。

# Indicator 4.a.1

基礎的サービスを提供している学校の割合(サービスの種類別)

# 定義:

以下の施設・設備へのアクセスが可能な、教育段階別(初等教育、前期中等教育、後期中等教育)の学校の割合。(a)電気、(b)教育目的のインターネット、(c)教育目的のコンピュータ、(d)障害を持っている学生のための適切な設備・教材、(e)基本的な飲料水、(f)男女別の基本的なトイレ、(g)基本的な手洗い設備



図左:(b) 教育目的のインターネット:超高速インターネット接続率(%) 図右:(c) 教育目的のコンピュータ:教育用コンピュータ | 台当たりの児童生徒数 ※学校において (a)及び (d) ~ (g) の設備が利用可能であるかを直接的に調査し た統計データは存在しないが、これらの設備が 100%設置されていることは自 明である。

# 目標 5 : ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



#### Indicator の状況

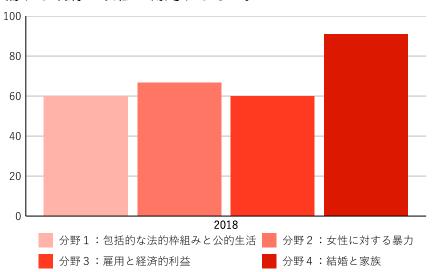
Target 5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を 撤廃する。

# Indicator 5.1.1

性別に基づく平等と差別撤廃を促進、実施及びモニターする ための法律の枠組みが制定されているかどうか

# 定義:

ジェンダーの平等を促進、実施及び監視する法的枠組みを整備する政府の取組を測定するもの。



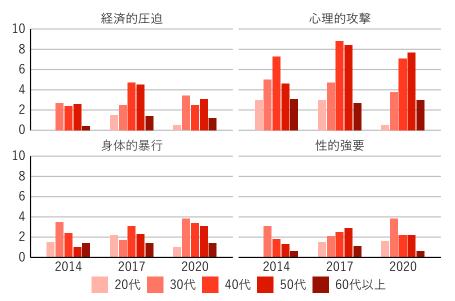
性別に基づく平等と差別撤廃を促進、実施及びモニターするための法律の枠組みの制定割合(%)

Target 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、 公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。

#### Indicator 5.2.1

これまでにパートナーを得た 15 歳以上の女性や少女のうち、 過去 12 か月以内に、現在、または以前の親密なパートナーか ら身体的、性的、精神的暴力を受けた者の割合(暴力の形態、 年齢別)

定義: 過去1年以内に配偶者からの身体的暴行、心理的攻撃、経済 的圧迫、性的強要の被害経験のある女性の割合



※過去 | 年以内に配偶者からの暴力の被害経験がある女性の割合(ここでの「配偶者」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者(離別・死別、事実婚解消)も含む。)。

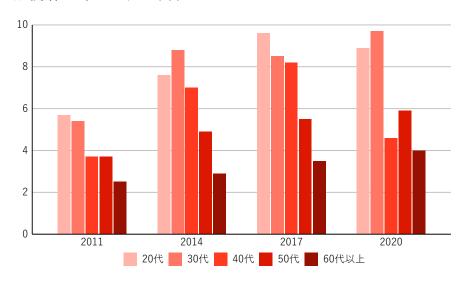
- ※15歳~19歳のデータはない。
- ※3年毎に調査を実施。

# Indicator 5.2.2

過去 12 か月以内に、親密なパートナー以外の人から性的暴力を受けた 15 歳以上の女性や少女の割合(年齢、発生場所別)

# 定義:

無理やり性交等された被害経験があり、加害者が配偶者・元 配偶者以外の女性の割合



- ※無理やり(暴力や脅迫を用いられたものに限らない)性交等された経験があり、 加害者が配偶者・元配偶者以外の女性の割合。
- ※過去 | 年以内の被害経験のデータはない。
- ※15歳~19歳のデータはない。
- ※発生場所に関するデータはない。
- ※性交等とは、性交、肛門性交又は口腔性交を指す(2014年以前は、性交のみ。)。
- ※配偶者には事実婚関係にある者も含む。
- ※3年毎に調査を実施。

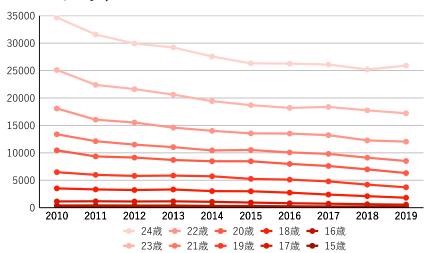
Target 5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。

# Indicator 5.3.1

15 歳未満、18 歳未満で結婚又はパートナーを得た 20~24 歳の女性の割合

# 定義:

人口動態調査の調査年に届出をした妻の同居時年齢が 24 歳以下の婚姻件数(日本では、女性の婚姻は、民法上 16 歳以上とされていることから届出時年齢が 16 歳未満の婚姻は把握していない。)

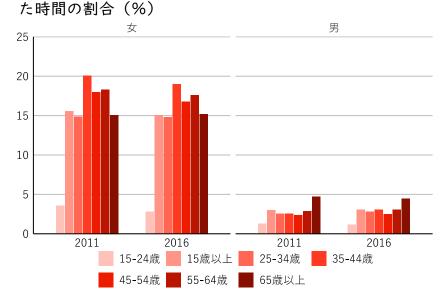


Target 5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。

# Indicator 5.4.1

無償の家事・ケア労働に費やす時間の割合(性別、年齢、場所別)

定義: 男性と女性による無給の家事及び介護労働に | 日に費やされ



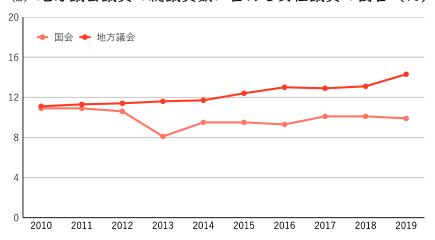
Target 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。

### Indicator 5.5.1

国会及び地方議会において女性が占める議席の割合

### 定義:

- (a) 衆議院議員に占める女性議員の割合(%)
- (b) 地方議会議員の総議員数に占める女性議員の割合(%)

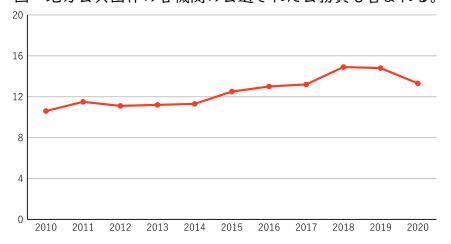


### Indicator 5.5.2

管理職に占める女性の割合

### 定義:

管理的職業従事者に占める女性の割合(%)。管理的職業従事者とは、事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行計画の樹立・作業の監督・統制など、経営体の全般又は課(課相当を含む)以上の内部組織の経営・管理に従事するものをいう。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も含まれる。



※東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時 困難となったため、2011年の数値は補完的に推計した値。

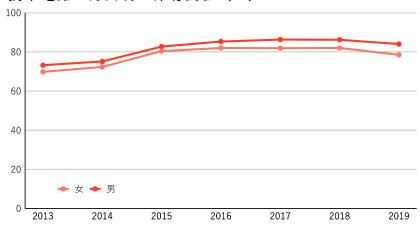
# Target 5.b 女性の能力強化促進のため、ICTを始めとする実現技術の活用を強化する。

### Indicator 5.b.1

携帯電話を所有する個人の割合(性別ごと)

### 定義:

携帯電話の男女別の保有割合(%)



Target 5.c ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

### Indicator 5.c.1

ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための公的資金を監視、配分するシステムを有する国の割合

# 定義:

この指標は、公的財務管理周期を通じて「ジェンダー平等及び女性の能力強化」(gender equality and women's empowerment, GEWE)のための予算配分の変化を把握し、それらを公表している国の割合として定義される。3つの基準に沿って、以下のとおり表わされる。

3つ全ての基準を満たす場合は2:「完全に要件を満たす」 | ~ 2の基準を満たす場合は | :「要件に近づいている」 | つも基準を満たさない場合は ○:「要件を満たさない」

### 基準の達成状況(2012年)

1

基準 1:日本の政府プログラム及びその財源配分に、以下の公的支出のどの側面 が反映されているか(直近で締めくくった会計年度)

基準2:日本の公的財務管理制度では、どの程度、ジェンダー関連又はジェンダー対応の目標を促進しているか(直近で締めくくった会計年度)

基準3:ジェンダー平等と女性の能力強化のための配分は公表されているか(直 近で締めくくった会計年度)

# 目標 6: すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を 確保する



#### Indicator の状況

Target 6.1 2030年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する。

### Indicator 6.1.1

安全に管理された飲料水サービスを利用する人口の割合

### 定義:

水道事業により給水されている人口の割合(%)

201	.0	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
97	.5	97.6	97.7	97.7	97.8	97.9	97.9	98.0	98.0

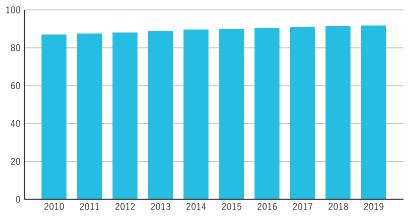
Target 6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加させることにより、水質を改善する。

### Indicator 6.3.1

安全に処理された家庭排水及び産業排水の割合(%)

### 定義:

汚水処理施設の普及率を測定するものとし、下水道、農業集落排水施設等を利用できる人口に合併処理浄化槽等を利用している人口を加えた値を、総人口で除すことで算出される。

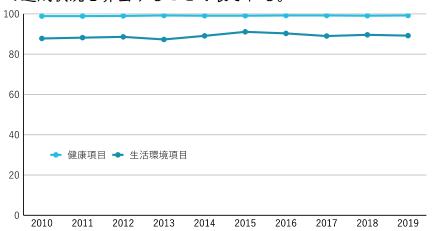


### Indicator 6.3.2

良質な水質を持つ水域の割合

### 定義:

本指標は、水質汚濁防止法に基づき、国及び地方公共団体が 実施する公共用水域の水質調査結果から、人の健康の保護に 関する環境基準及び生活環境の保全に関する環境基準につい て達成状況を算出することで表される。



健康項目の達成状況と生活環境項目の達成状況(%)

Target 6.5 2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水 資源管理を実施する。

### Indicator 6.5.1

統合水資源管理(IWRM)の度合い

### 定義:

統合水資源管理(IWRM)の実行度指標は、O(未実施)から100(完全実施)までのパーセント(%)で測定され、IWRMの開発から実施までの様々な段階で測定される。

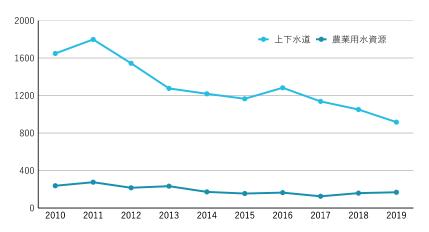
2017	2018
94	94

Target 6.a 2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術など、開発途上国における水と衛生分野での活動や計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。

### Indicator 6.a.1

政府調整支出計画の一部である上下水道関連の ODA の総量

定義: 水と衛生分野への ODA 支出総額の合計



数値は百万ドルである。

目標7:すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセス を確保する



### Indicator の状況

Target 7.1 2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。

### Indicator 7.1.1

電気を受電可能な人口比率

# 電気を受電可能な人口比率 (2010年から 2018年の値)

100

※本指標の担当国際機関である世界銀行が、指標の詳細を記述する資料としてウェブサイトに掲載している"Global Tracking Framework"の P.270 には、先進国の値を 100%と仮定する旨が記載されている。

### Indicator 7.1.2

家屋の空気を汚さない燃料や技術に依存している人口比率

家屋の空気を汚さない燃料や技術に依存している人口比率(2010年から2018年の値)

5未満

※本指標の担当国際機関である世界保健機関(WHO)は、指標の作成方法を記述した文書において、高所得国の値を 5%未満と仮定している。

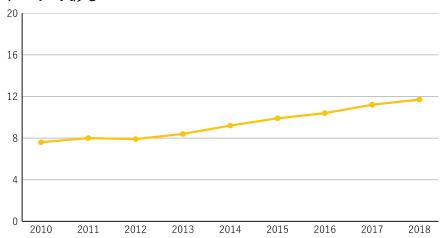
# Target 7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

# Indicator 7.2.1

最終エネルギー消費量に占める再生可能エネルギー比率

### 定義:

一次エネルギー供給量に占める再生可能エネルギー比率は、 再生可能な資源から得られるエネルギーの供給量のパーセン テージである



※本指標では、最終エネルギー消費量の代わりに一次エネルギー供給量を使用している。

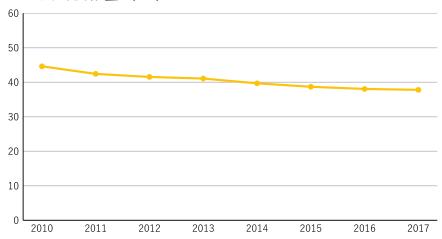
Target 7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。

# Indicator 7.3.1

エネルギー強度 (GDP 当たりの一次エネルギー)

### 定義:

エネルギー強度は、実質 GDP (1兆円) あたりの一次エネルギー国内供給量 (PJ)



数値はエネルギー強度(ペタジュール/1 兆円)

Target 7.a 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。

### Indicator 7.a.1

クリーンなエネルギー研究及び開発と、ハイブリッドシステムに含まれる再生可能エネルギー生成への支援に関する発展 途上国に対する国際金融フロー



発電(再生可能資源)及びエネルギー調査を目的とする ODA の支出総額(百万ドル)

目標 8: 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働き がいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



### Indicator の状況

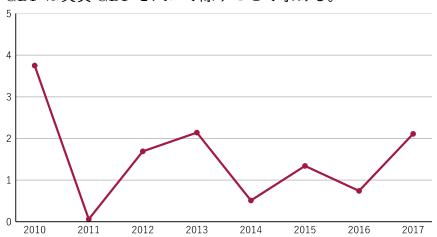
Target 8.1 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途 上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。

### Indicator 8.1.1

一人当たりの実質 GDP の年間成長率

### 定義:

一人当たり実質 GDP の年間成長率は、連続する二年間の一人 当たり実質 GDP の変化率から計算される。一人当たり実質 GDP は実質 GDP を人口で除すことで求める。



- 一人当たり実質 GDP の年間成長率(%)
- ※一人当たり実質 GDP は、その国または地域の居住者の平均生活水準を示す指標であり、その増加は平均生活水準の向上と解釈できる。

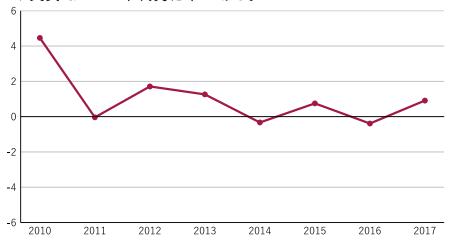
Target 8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。

### Indicator 8.2.1

就業者一人当たりの実質 GDP の年間成長率

### 定義:

就業者一人当たり実質 GDP の年間成長率は、就業者一人当たり実質 GDP の年次変化率である。



就業者一人当たり実質 GDP の年間成長率 (%)

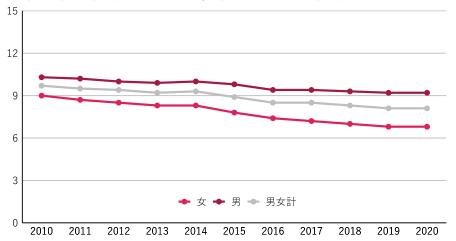
※就業者一人当たりの実質 GDP は労働生産性の指標であるため、この指標は労働生産性の成長率、すなわち生産過程における効率性や人的資本の質の進化についての情報を与えてくれる。

Target 8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。

### Indicator 8.3.1

総雇用におけるインフォーマル雇用の割合(部門、性別ごと)

### 定義: 非農林業就業者に占める自営業主・家族従業者の割合



総雇用におけるインフォーマル雇用の割合(%)

- ※インフォーマルセクター雇用を識別することはできないが、自営業主·家族従業者には、インフォーマルセクターの一部が含まれるとみられる。
- ※2011年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国結果
- ※当該数値については、労働力調査における「非農林業就業者に占める自営業主・ 家族従業者」の割合をもとに算出しており、指標における「農業以外におけるイ ンフォーマル雇用の割合(性別ごと)」の一部に過ぎない点について留意

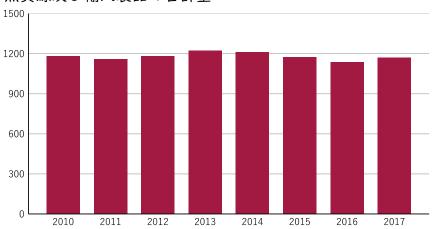
Target 8.4 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10か年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。

### Indicator 8.4.2

天然資源等消費量 (DMC)、一人当たりの DMC 及び GDP 当たりの DMC (指標 12.2.2 と同一指標)

### 定義:

「天然資源等消費量(DMC)」は、物質フロー会計(MFA) 指標であり、国内の経済活動のために消費した国産・輸入天 然資源及び輸入製品の合計量



天然資源等消費量(Mt)

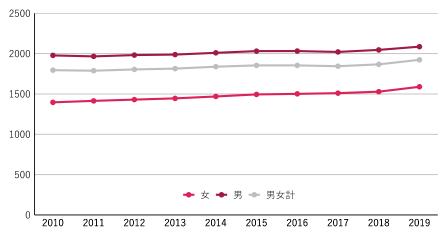
Target 8.5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。

### Indicator 8.5.1

労働者の平均時給(性別、職業、年齢、障害者別)

### 定義:

- 10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所における
- ①一般労働者の月間所定内給与額・男女計・年齢計を一般労働者の月間所定内実労働時間数・男女計・年齢計で除した もの
- ②一般労働者の月間所定内給与額・男・年齢計を一般労働者 の月間所定内実労働時間数・男・年齢計で除したもの
- ③一般労働者の月間所定内給与額・女・年齢計を一般労働者 の月間所定内実労働時間数・女・年齢計で除したもの

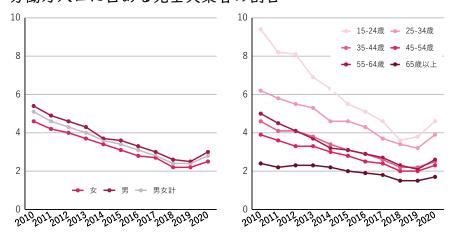


(所定内給与額(円))÷(所定内実労働時間数)による推計値 ※資料出所:厚生労働省賃金構造基本統計調査

### Indicator 8.5.2

失業率(性別、年齢、障害者別)

# 定義: 労働力人口に占める完全失業者の割合



#### 完全失業率 (%)

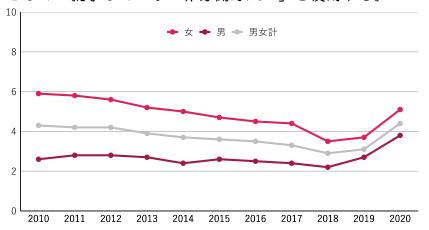
※東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時 困難となったため、2011年の数値は補完的に推計した値。 Target 8.6 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。

### Indicator 8.6.1

就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない 15~24 歳の 若者の割合

### 定義:

15~24 歳の人口に占める就学していない非労働力人口の割合。職業訓練に従事している者の数は不明であるため、類似として「就学していない非労働力人口」を使用する。



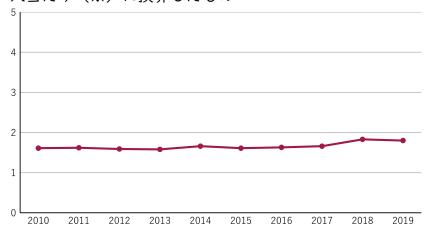
15~24 歳の人口に占める就学していない非労働力人口の割合(%) ※2011 年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国結果

Target 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、 全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。

### Indicator 8.8.1

労働者 100,000 人当たりの致命的及び非致命的な労働災害 (性別、移住状況別)

# 定義: 全産業における年間の労働災害の発生状況を労働者 100,000 人当たり(※)に換算したもの



(|年間の休業4日以上の死傷者数)人/(|年間の平均労働者数)×100,000 人

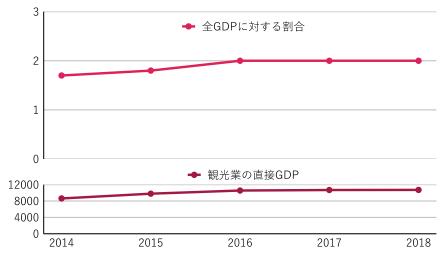
I 年間の労働者 100,000 人当たりに発生した労働災害による死亡者数又は休業 4 日以上の死傷者数の割合を算出したもの。※労働者 10 万人当たりの指数は算出していない。

Target 8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な 観光業を促進するための政策を立案し実施する。

### Indicator 8.9.1

全GDP 及びGDP 成長率に占める割合としての観光業の直接GDP

定義: 内部観光消費に対応する全産業の名目 GDP を推計する



(上段) 全 GDP に占める観光業の直接 GDP (%)

(下段) 観光業の直接 GDP (十億円)

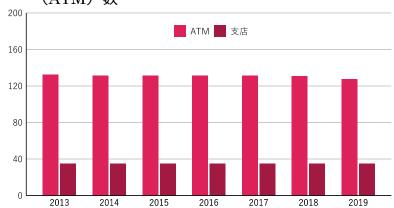
Target 8.10 国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。

### Indicator 8.10.1

成人 10 万人当たりの商業銀行の支店数及び ATM 数

### 定義:

- (a) 成人 10 万人あたりの商業銀行の支店数
- (b) 国内にある成人 10 万人あたりの現金自動預払機 (ATM) 数



成人 10 万人あたりの商業銀行の支店数と現金自動預払機(ATM)数

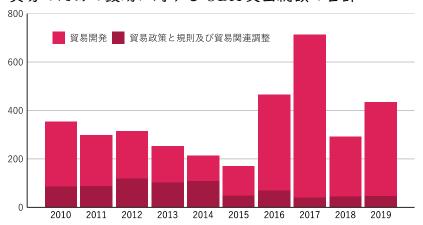
Target 8.a 後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク (EIF)などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対す る貿易のための援助を拡大する。

### Indicator 8.a.1

貿易のための援助に対するコミットメントや支出

### 定義:

貿易のための援助に対する ODA 支出総額の合計



貿易政策と規則及び貿易関連調整の ODA 支出総額と貿易開発の ODA 支出総額 (百万ドル)

Target 8.b 2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及びILOの仕事に関する世界協 定の実施を展開・運用化する。

### Indicator 8.b.1

国家雇用戦略とは別途あるいはその一部として開発され運用されている若年雇用のための国家戦略の有無

# 国家戦略の有無 3

国家当局によって提供された情報及び文書は、以下に示すグリッドを利用して、 ILO によって分析される。

欠測値:若者の雇用のための国家戦略の存在を評価するための情報がない。

- 0:国は、若者の雇用のための国家戦略を策定していない、あるいはこれを策定又は採択するための措置を講じていない。
- 1:国は、若者の雇用のための国家戦略を策定中である。
- 2:国は、若者の雇用のための国家戦略を策定し、採択している。
- 3:国は、若者の雇用のための国家戦略を運用している。

# 目標 9: 強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及び イノベーションの推進を図る



#### Indicator の状況

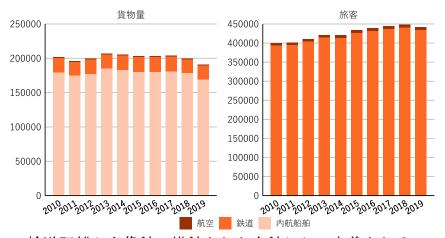
Target 9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。

### Indicator 9.1.2

旅客と貨物量(交通手段別)

### 定義:

輸送活動に従事する内航運送事業者、鉄道事業者、航空事業 者及び自動車から報告された旅客輸送量、貨物輸送量及びそ



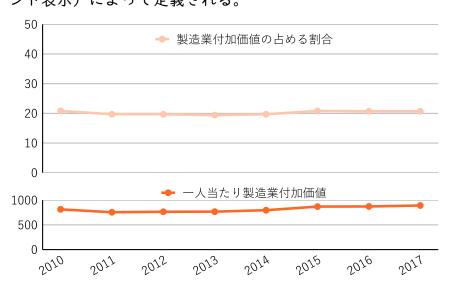
- の輸送距離から集計・推計された合計として定義される。
- ※貨物量は百万トンキロ、旅客は百万人キロを単位として図示している。
- ※内航船舶における旅客の数値は欠損値である。

Target 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。

### Indicator 9.2.1

GDP に占める製造業付加価値の割合及び一人当たり製造業付加価値

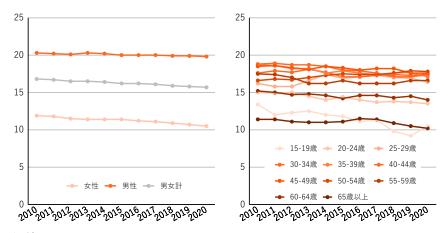
# 定義: 製造業付加価値(MVA)と国内総生産(GDP)の比(パーセント表示)によって定義される。



- 一人当たり製造業付加価値は MVA を一国の総人口で割ったものである。
- ※GDP における MVA のシェアは、一般的に経済や国内発展における製造業の役割を表したものである。
- ※一人当たり MVA は、その国の経済規模を加味した産業化の度合を測る基礎的な指標であり、統計的な利用方法の一つとして、産業の発展段階に応じた国のグルーピングに用いられている。

### Indicator 9.2.2

### 全産業就業者数に占める製造業就業者数の割合



### 定義:

### 全産業就業者に占める製造業就業者の割合

- ※男女計、男性、女性の数値について東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県 及び福島県において調査実施が一時困難となったため、2011年の数値は補完的 に推計した値。
- ※年齢階級5歳階級別及び職業別の数値について2011年の数値は、岩手県,宮城県及び福島県を除く全国結果

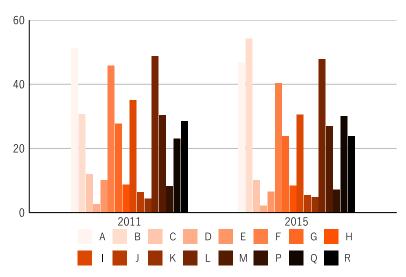
Target 9.3 特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。

# Indicator 9.3.1

産業の合計付加価値のうち小規模産業の占める割合

### 定義:

全企業等の付加価値額に占める小規模企業の付加価値額の割合



全企業等の付加価値額に占める小規模企業の付加価値額の割合(%)

- A 農業, 林業及び漁業
- B 鉱業及び採石業
- C 製造業
- D 電気, ガス, 蒸気及び空調供給業
- E 水供給, 下水処理並びに廃棄物管理及び浄化活動
- F 建設業
- G 卸売・小売業並びに自動車及びオートバイ修理業
- H 運輸・保管業
- I 宿泊・飲食サービス業
- J 情報通信業
- K 金融・保険業
- L 不動産業
- M 専門・科学・技術サービス業
- N 管理・支援サービス業
- O 公務及び国防,強制社会保障事業
- P 教育
- Q 保健衛生及び社会事業
- R 芸術・娯楽及びレクリエーション

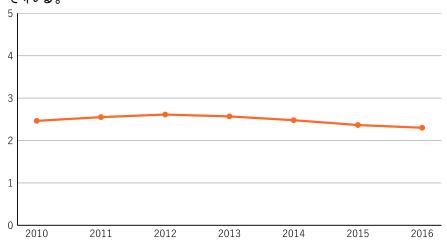
Target 9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。

### Indicator 9.4.1

付加価値の単位当たりの CO2 排出量

### 定義:

CO2 排出量と、関連する経済活動の付加価値の比として定義される。



CO2 排出量と関連する経済活動の付加価値の比(tCO2/百万円)

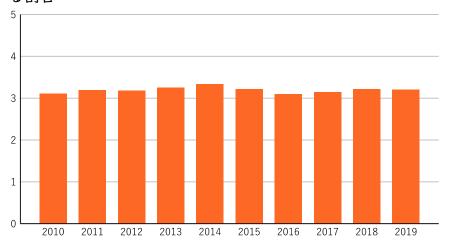
Target 9.5 2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国を始めとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。

### Indicator 9.5.1

GDP に占める研究開発への支出

# 定義:

一定期間内に企業、非営利団体・公的機関及び大学等の内部 (社内)で使用した研究費総額の国内総生産(GDP)に占め る割合



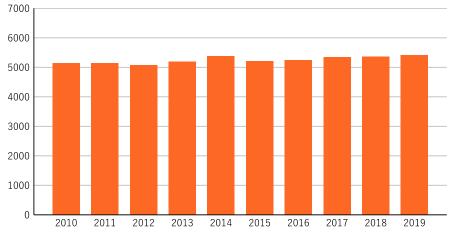
数値の単位は%である。

### Indicator 9.5.2

100万人当たりの研究者(フルタイム相当)

### 定義:

ある時点における国内の企業、非営利団体・公的機関及び大学等に所属する国内人口 100 万人当たりの研究者(フルタイム換算)



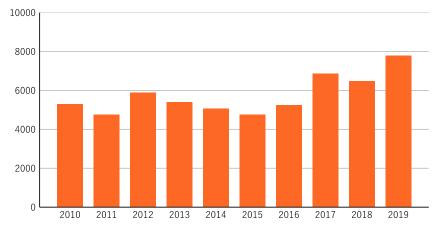
数値の単位は人である。

Target 9.a アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への 金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可 能かつ強靱(レジリエント)なインフラ開発を促進する。

# Indicator 9.a.1

インフラへの公的国際支援の総額(ODA その他公的フロー)

定義: インフラ支援の ODA 支出総額の合計



単位:百万ドル

### 目標 10: 各国内及び各国間の不平等を是正する



### Indicator の状況

Target 10.1 2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。

### Indicator 10.1.1

I 人当たりの家計支出又は所得の成長率(人口の下位 40%の もの、総人口のもの)

### 定義:

年間収入階級下位 40%の世帯と全体(100%)の I 人当たりの (I)実質消費支出又は(2)実質可処分所得(勤労者世帯)の5年平均成長率(年率)



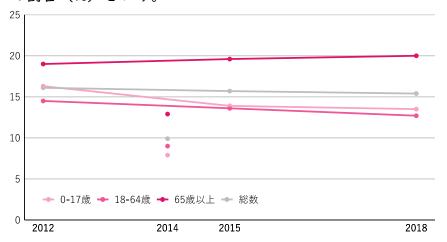
Target 10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

### Indicator 10.2.1

中位所得の半分未満で生活する人口の割合(年齢、性別、障害者別)

### 定義:

平均所得の50パーセントを下回る人口の割合とは、その国の 等価可処分所得分布の中央値の半分未満で暮らす国内の人口 の割合(%)をいう。



中位所得の半分未満で生活する人口の割合(%)

※2014年の数値は「全国消費実態調査」(総務省)に基づき、それ以外の数値は「国民生活基礎調査」(厚生労働省)に基づきに基づき作成(又は算出)した。

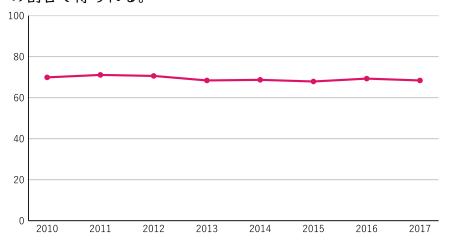
Target 10.4 税制、賃金、社会保障政策を始めとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的 に達成する。

# $\underline{Indicator\ 10.4.1}$

GDP 労働分配率

### 定義:

労働分配率は国民所得(要素費用表示)に占める雇用者報酬の割合で得られる。



国民所得に占める雇用者報酬の割合 (%)

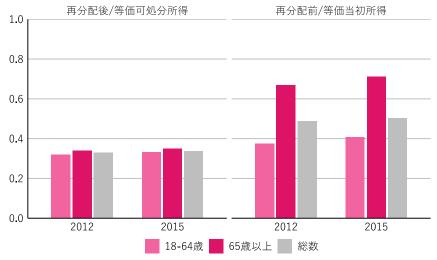
- ※労働分配率は、ある期間に資本に分配される支払いと比較した雇用者への支払 いの割合を示す。
- ※本指標を効果的に理解するためには、経済成長の動向と合わせて考えることが 重要である。一国の労働分配率は経済成長が労働者の収入にどの程度結びつい ているのかを示している。

### Indicator 10.4.2

財政政策の再分配インパクト

### 定義:

所得などの分布の均等度を示す指標として用いられるジニ係数(再分配前・再分配後)により測定する。世帯員を所得の低い順に並べ、世帯員の累積比率を横軸に、所得額の累積比率を縦軸にとってグラフを描く(この曲線を「ローレンツ曲線」という)。ジニ係数は、ローレンツ曲線と均等分布線とで囲まれる弓形の面積が均等分布線より下の三角形部分の面積に対する比率をいい、〇からーまでの値をとる。〇に近いほど所得格差が小さく、一に近いほど所得格差が大きいということになる。



「国民生活基礎調査」(厚生労働省)に基づき算出

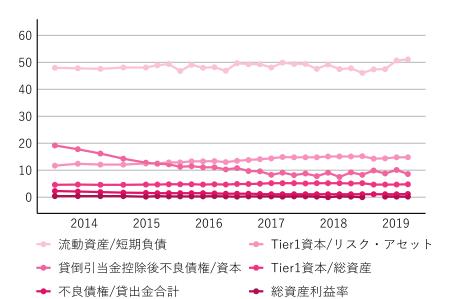
Target 10.5 世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。

### Indicator 10.5.1

金融健全性指標

### 定義:

総資産(貸借対照表)に対する中核資本(Tier 1)の比率



- (1) Tier1 資本/総資産: 総資産(貸借対照表)に対する中核資本(Tier 1)の比率(2) Tier1 資本/リスク・アセット: 規制上の Tier 1 資本の合計を分子とし、リスク加重資産を分母として使用して計算される。
- (3) 貸倒引当金控除後不良債権/資本:不良債権(NPL)の金額から特定の引当金の金額を差し引いたものを分子とし、資本を分母として計算される。資本は規制上の総資本として測定される。
- (4) 不良債権/貸出金合計:不良債権の価額を分子とし、ローンポートフォリオの合計額(不良債権を含む、特定の引当金控除前)を分母として使用して計算される。
- (5) 総資産利益率:特別項目及び税金控除後の年換算純利益を、同期間の期初と期 末の2時点の総資産の末残の平均値(金融及び非金融)で割ることによって計 算される。
- (6) 流動資産/短期負債:分子として流動資産を、分母として短期負債を使用して計算される。

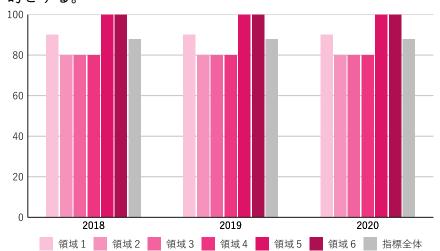
Target 10.7 計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、 安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。

### Indicator 10.7.2

秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促 進する移住政策を持つ国の数

### 定義:

この指標は、国内の移住政策の現状と, そのような政策が時間の経過とともにどのように変化するかを説明することを目的とする。



領域 I: 政府は, 国民ではない者に対しても, 以下のサービスへの平等なアクセス, 福祉及び権利を提供しているか。

領域2:政府は、移住(入国・出国)に関して、以下の制度、政策、又は戦略のいずれかを整備しているか。

領域3:政府は,各国間の協力及び関係者の移住政策への参加を促進するために, 次のいずれかの措置を講じているか。

領域 4: 政府は, 移住によるプラスの開発インパクト及び移住者の社会経済的厚生を最大化するために, 次のいずれかの

措置を講じているか。

領域5: 難民や国境を越えて強制的に避難させられた人々に対応するために, 政府は次のいずれかの措置を講じているか。

領域 6: 政府は,次のいずれかの方法で,正規又は非正規移住(入国)に対処しているか。

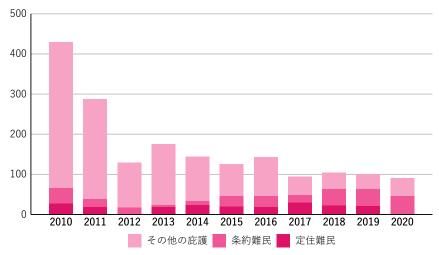
### Indicator 10.7.4

難民の人口の割合(出身国別)

### 定義:

この指標は、「条約難民」、「その他の庇護」及び「定住難民」の人数を合計したものとして定義される。

- (a) 「条約難民」とは、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)の規定に基づき、難民として認定された者の数である。
- (b) 「その他の庇護」とは、難民の認定をしない処分をされた ものの人道的な配慮を理由に在留が認められた者(入管法に よる在留特別許可又は在留資格変更許可を受けた者)の数で ある。
- (c) 「定住難民」とは、インドシナ難民(昭和53年4月28日の閣議了解等に基づき、ベトナム・ラオス・カンボジアにおける政治体制の変革等に伴い周辺地域へ逃れた者及び昭和55年6月17日の閣議了解の3の定める呼寄せ家族で我が国への定住を認めたもの)及び第三国定住難民(平成20年1月24日の閣議了解に基づき、イスはマレーシアから受け入れたミャンマー難民)であり、昭和53年から平成17年まではインドシナ難民、平成22年以降は第三国定住難民の数である。定住難民として受けれられた後、条約難民として認定された者もおり、合計では重複して計上されている。



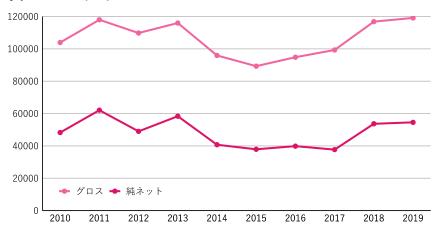
※報道発表資料「令和2年における難民認定申請者数等について」(令和3年3月 3 | 日)に基づく。

Target 10.b 各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、ODA及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。

### Indicator 10.b.1

開発のためのリソースフローの総額(受援国及び援助国、フローの流れ(例:ODA、外国直接投資、その他)別)

定義:開発のためのリソースフローの総額,受援国及び援助国によるもので,ODA,その他の公的資金(OOF)及び民間資金から成る。



開発のためのリソースフローの総額 (グロス) と純額 (ネット) (百万ドル)

# 目標 11:包摂的で安全かつ強靱(レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する



#### Indicator の状況

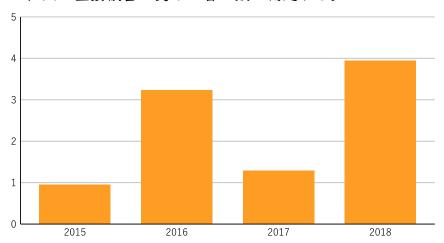
Target 11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。

### Indicator 11.5.1

10万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数(指標 1.5.1 及び 13.1.1 と同一指標)

### 定義:

人口 10 万人あたりの災害によって死亡した、行方不明になった、又は直接被害を受けた者の数を測定する。



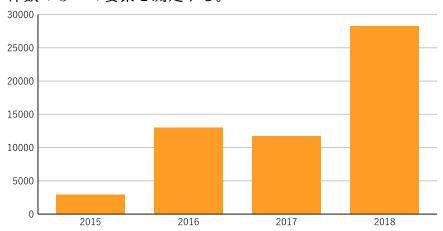
10万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数(人)

# Indicator 11.5.2

災害によって起こった、グローバルな GDP に関連した直接経済損失、重要インフラへの被害及び基本サービスの途絶件数

### 定義:

災害によって起こった、GDPに関連する直接的な経済損失の割合、重要なインフラ損害、並びに基本的なサービスの中断件数の3つの要素を測定する。



災害による基幹インフラへの損害(件)

Target 11.6 2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

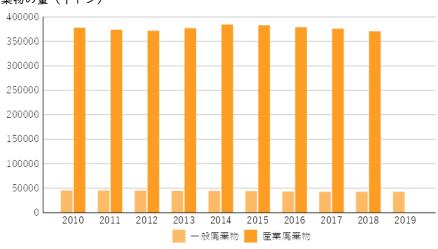
### Indicator 11.6.1

発生した都市ごみ全体のうち、収集され、管理された施設で 処理された都市ごみの割合(都市別)

都市で生み出された固形廃棄物のうち、管理された施設で収集・処理される固形廃棄物の割合 (2010年から 2019年までの数値)

100

都市で生み出された固形廃棄物のうち、管理された施設で収集・処理される固形廃棄物の量(千トン)

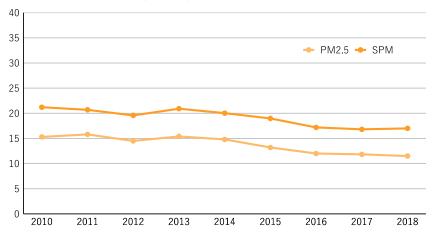


### Indicator 11.6.2

都市部における微粒子物質(例:PM2.5 や PM10)の年平均レベル(人口で加重平均したもの)

### 定義:

粒径 2.5 μm 以下の微小粒子状物質 (PM2.5) 及び粒径 10 μm 以下の浮遊粒子状物質 (SPM) について、全国の一般環境大気測定局の有効測定局を対象とし、都道府県別の人口による重み付けをした年平均値



都市部における微粒子物質の年平均レベル (μg/m3)

Target 11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。

### Indicator 11.b.1

仙台防災枠組み 2015-2030 に沿った国家レベルの防災戦略を 採択し実行している国の数(指標 1.5.3 及び 13.1.2 と同一指標)

仙台防災枠組 2015-2030 に沿った、国レベルの防災 (DRR) 戦略を採用し実施する国の数(2015 年か ら 2017 年までの数値)

١

# Indicator 11.b.2

国家防災戦略に沿った地方レベルの防災戦略を採択し実行し ている地方政府の割合(指標 1.5.4 及び 13.1.3 と同一指標)

仙台防災枠組 2015-2030 に沿った地方レベルの防災 (DRR) 戦略を採択し実施する地方政府の割合 100 (2015年から2019年までの数値)

#### 目標 12:持続可能な生産消費形態を確保する



1

#### Indicator の状況

Target 12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する 10年計画枠組み(10YFP)を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。

#### Indicator 12.1.1

持続可能な消費と生産への移行を支援することを目的とした 政策手段を開発、採用、又は実施している国の数

#### 定義:

拘束力の有無に関わらず、持続可能な消費と生産(SCP)を支援することを目的とした国家行動計画を有する又は国の政策に優先事項若しくはターゲットとして SCP が組み込まれているか否か

持続可能な消費と生産への移行を支援することを目的とした政策手段を開発、採用、又は実施している国の数(2010年から2018年までの値)

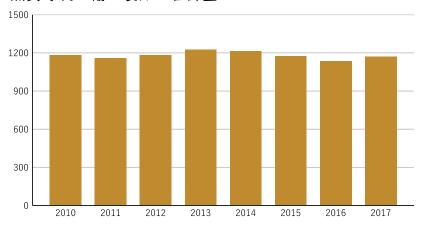
# Target 12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。

# Indicator 12.2.2

天然資源等消費量 (DMC)、一人当たりの DMC 及び GDP 当 たりの DMC (指標 8.4.2 と同一指標)

# 定義:

「天然資源等消費量(DMC)」は、物質フロー会計(MFA) 指標であり、国内の経済活動のために消費した国産・輸入天 然資源及び輸入製品の合計量



天然資源等消費量(Mt)

Target 12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライ・チェーンにおける食料の損失を減少させる。

#### Indicator 12.3.1

a) 食料損耗指数、及び b) 食料廃棄指数

#### 定義:

事業系食品ロス量:本来食べられるにも関わらず廃棄された 食品(食品ロス)のうち、食品関連事業者(食品の製造業 者、加工業者、卸売業者、小売業者及び飲食店業者その他食 事の提供を伴う事業を実施する者)から排出された量。 家庭系食品ロス量:本来食べられるにも関わらず廃棄された 食品(食品ロス)のうち、家庭から排出された食品の量。



#### 事業系及び家庭系食品ロス量(万トン)

※SDGs ターゲット 12.3 を踏まえ、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく基本方針及び第四次循環型社会形成推進基本計画において事業系及び家庭系食品ロス量の削減目標をそれぞれ設定したところであり、これらの指標を代替指標とする。

Target 12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

#### Indicator 12.4.1

有害廃棄物や他の化学物質に関する国際多国間環境協定で求められる情報の提供(報告)の約束·義務を果たしている締約 国の数

# 定義:

5つの国間環境協定(MEA)について、各 MEA の事務局に 関連情報を提出した締約国(5つの MEA について、批准、受 諾、承認又はアクセスした国)の数をいう。

5つの多国間環境協定(MEA)について、各 MEA の事務局に関連情報を提出した締約国(5つの MEAについて、批准、受諾、承認又はアクセスし た国)の数(2010年から 2019年までのスコア)

100

#### Indicator 12.4.2

(a)有害廃棄物の I 人当たり発生量、(b)処理された有害廃棄物の割合(それぞれ処理手法ごと)

#### 定義:

- (a)特別管理産業廃棄物の一人当たり排出量。
- この指標は、当該年度の特別管理産業廃棄物の全国排出量を 日本の人口で除して一人当たりとした数値。
- (b)処理された特別管理産業廃棄物の割合(処理手法ごと)。 この指標は、当該年度に処理された特別管理産業廃棄物の総量に対する、再生利用、減量化及び最終処分された量の割合。



算出値は年度実績のため、当該年4月~当該翌年3月までの値である。

Target 12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して 持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。

# Indicator 12.b.1

観光の持続可能性の経済及び環境的側面を測定するための標 準的な計算ツールの導入

TSA 第 I 表~第 7 表の作成表数(2014 年から 2018 年の数値) 7 目標 13:気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



#### Indicator の状況

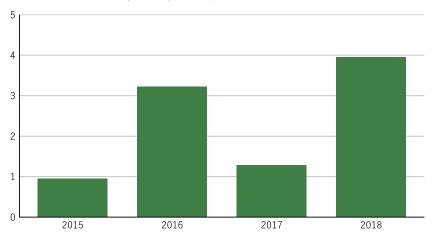
Target 13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。

#### Indicator 13.1.1

10万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数(指標 1.5.1 及び 11.5.1 と同一指標)

# 定義:

人口 10 万人あたりの災害によって死亡した、行方不明になった、又は直接被害を受けた者の数を測定する。



10万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数(人)

#### Indicator 13.1.2

仙台防災枠組み 2015-2030 に沿った国家レベルの防災戦略を 採択し実行している国の数(指標 1.5.3 及び 11.b.1 と同一指 標)

仙台防災枠組 2015-2030 に沿った、国レベルの防災 (DRR) 戦略を採用し実施する国の数(2015 年か ら 2017 年までの数値)

١

# Indicator 13.1.3

国家防災戦略に沿った地方レベルの防災戦略を採択し実行している地方政府の割合(指標 1.5.4 及び 11.b.2 と同一指標)

仙台防災枠組 2015-2030 に沿った地方レベルの防災 (DRR) 戦略を採択し実施する地方政府の割合 (2015年から 2019年までの数値)

# Target 13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。

# Indicator 13.2.1

国が決定する貢献、長期戦略、国内適応計画、適応報告書及び 国別報告書で報告されている戦略を有する国の数

パリ協定が定める国が決定する貢献(2016 年から 2021年の数値)	I
長期戦略(2019 年から 2021 年の数値)	ı
国内適応計画(2018年から 2021年の数値)	I
適応報告書(2010 年から 2021 年の数値)	I

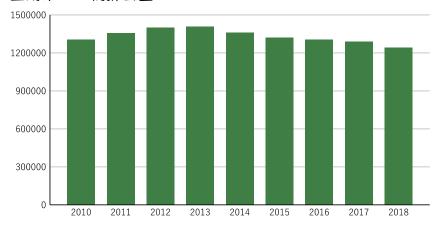
<sup>※</sup>国内適応計画については、気候変動適応計画に関して記載。適応報告書については、国連気候変動枠組条約4条1及び12条Iに基づく国別報告書における適応関係の記載に関して記載。

# Indicator 13.2.2

年間温室効果ガス総排出量

# 定義:

気候変動枠組条約等に基づき算定・報告している、日本の温 室効果ガス総排出量



#### 温室効果ガス総排出量(Mt-CO2 eq.)

- ※本指標は、報告ルールに基づき、毎年度排出量の算定を行う度に、最新年度の排出量だけでなく、1990年度に遡って排出量を再計算している。したがって、過去に報告した指標の数値が、報告後に変わりうる。
- ※指標の作成サイクルは日本の会計年度(財政年度:4月1日から翌年3月31日まで)のサイクルと同じに設定されている。

# 目標 14:持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



Indicator の状況

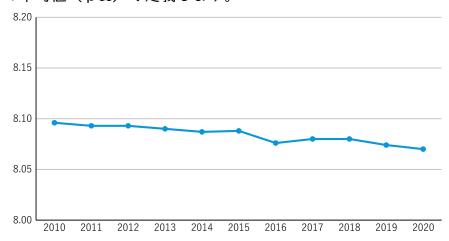
Target 14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。

#### Indicator 14.3.1

承認された代表標本抽出地点で測定された海洋酸性度 (pH) の平均値

# 定義:

東経 137 度・北緯 7 度~33 度の冬季表面海水中の海洋酸性度 の平均値(p H)で定義します。



Target 14.5 2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。

#### Indicator 14.5.1

海域に関する保護領域の範囲

生物多様性の観点から重要度の高い海域のうち海洋 保護区になっている海域の割合(%)(2018年の 数値)

14

※ UTM53系を使用して算出。

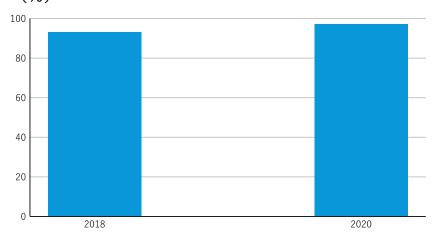
Target 14.6 開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる 待遇が、WTO漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上 で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、 IUU漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。

#### Indicator 14.6.1

IUU 漁業と対峙することを目的としている国際的な手段の実施状況

# 定義:

漁業対策を目的とする国際的な手段の実施に係る進捗状況 (%)



※当該指標の達成度合いは FAO が 2 年に一度実施している FAO 責任ある漁業 のための行動規範の質問票への回答をベースとしているが、2010 年 $\sim$ 2017 年及び 2019 年は、調査が行われていないか、調査は行われたが達成度合いを測るための十分な調査は行われていない。

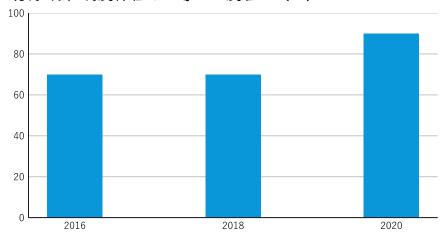
# Target 14.b 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。

# Indicator 14.b.1

小規模・零細漁業のためのアクセス権を認識し保護する法令/規制/政策/制度 枠組みの導入状況

# 定義:

小規模・零細漁業のためのアクセス権を認識し保護する法令/ 規制/政策/制度枠組みの導入の度合い(%)



※ 当該指標の達成度合いは FAO が 2 年に一度実施している FAO 責任ある漁業 のための行動規範の質問票への回答をベースとしているが、2010 年~2015 年 及び 2017 年及び 2019 年は、調査が行われていないか、調査は行われたが達成 度合いを測るための十分な調査は行われていない。

Target 14.c 「我々の求める未来」のパラ158において想起されるとおり、海洋及び海洋 資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関 する国際連合条約 (UNCLOS) に反映されている国際法を実施することによ り、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。

#### Indicator 14.c.1

海洋及び海洋資源の保全と持続可能な利用のために UNCLOSに反映されているとおり、国際法を実施する海洋関 係の手段を、法、政策、機関的枠組みを通して、批准、導入、 実施を推進している国の数

#### 定義:

この指標は、海洋及び海洋資源の保全と持続可能な利用のために、海洋法に関する UNCLOS 及びその2つの実施協定を批准し、実施し、及び関連する施策を政府全体として総合的に推進する仕組みを構築する程度と定義される

数値丨:	「批准・導入」のスコア	100
数値2:	「実施」のスコア	100

※数値 I、数値 2 共に 2020 年の数値。

目標 15:陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠 化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



#### Indicator の状況

Target 15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥 地を始めとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、 回復及び持続可能な利用を確保する。

#### Indicator 15.1.1

土地全体に対する森林の割合

## 定義:

ある国の総土地面積に占める森林面積の割合として定義される。

2012	2017
68.5	68.4

総土地面積に占める森林面積の割合(%)

# Indicator 15.1.2

陸生及び淡水性の生物多様性に重要な場所のうち保護区で網 羅されている割合(保護地域、生態系のタイプ別)

# 定義:

「KBAかつ陸域の場所」を(I)「陸生の生物多様性に重要な場所」、「KBAかつ淡水性の地形の場所」を(2)「淡水性の生物多様性に重要な場所」と、2つの生態系タイプの地域を定義し、それぞれ生態系タイプ毎に保護区で網羅されている割合を指標とした。

陸生の生物多様性に重要な場所				
淡水性の生物多様性に重要な場所	43.7			

陸生及び淡水性の生物多様性に重要な場所のうち保護区で網羅されている割合 (%) Target 15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林 減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大 幅に増加させる。

# Indicator 15.2.1

持続可能な森林経営における進捗

#### 定義:

持続可能な森林経営(Sustainable forest management: SFM)への進捗状況を測定するものであり、5つのサブ指標から構成される。

	2012	2017
サブ指標Ⅰ:森林面積の純変化率(%)	-0.02	-0.02
サブ指標 2:森林の地上部バイオマス量 (トン/ha)	107	113
サブ指標3:法的に確立された保護地域 にある森林面積の割合(%)	17.73	18.18
サブ指標4:長期的な森林管理計画下に ある森林面積の割合(%)	100	100



サブ指標5:独立して確認された森林管理認証制度に基づく森林面積(1,000ha) サブ指標5参考:森林経営計画の認定を受けた森林面積(1,000ha)

Target 15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力 を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。

#### Indicator 15.4.1

山地生物多様性のための重要な場所に占める保全された地域 の範囲

# 定義:

「山地かつ KBA の場所」を「山地の生物多様性のための重要な場所」と定義し、その地域の保護区で網羅されている割合を指標とした。

「山地かつ KBA の場所」を「山地の生物多様性のための重要な場所」と定義したときの、その地域の保護区で網羅されている割合

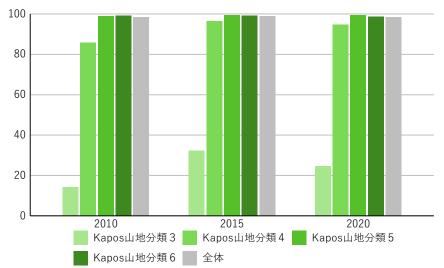
67

# Indicator 15.4.2

山地グリーンカバー指数

#### 定義:

山地グリーンカバー指数 (MGCI) は、山地における植生被覆の割合 (%) で示される。 高精度土地分類図グリッドデータを用いる場合、山地グリーンカバー指数 (MGCI)=山地の植生画素数/山地の総画素数  $\times$  100 により計算することができる。



※2010 年の値は 2006-2011 の代表値 ※2015 年の値は 2014-2016 の代表値

※2020年の値は 2018-2020 の代表値

Target 15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅 危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。

## Indicator 15.5.1

レッドリスト指数

#### 定義:

レッドリスト指数は、種群間の絶滅リスク総量の変化を測定する指数である。環境省レッドリストの各カテゴリーにおける種の数に基づいており、0 から 1 までの指数の変化で表される。

2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
0.97	0.97	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96

日本全体における生物種の絶滅リスクの傾向を示すものである。

Target 15.6 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を 推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。

#### Indicator 15.6.1

利益の公正かつ衡平な配分を確保するための立法上、行政上 及び政策上の枠組みを持つ国の数

#### 定義:

名古屋議定書の実施のための立法上、行政上及び政策上の措 置をとっているか否か

#### 2017年以降措置している

Target 15.8 2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、更に優先種の駆除または根絶を行う。

#### Indicator 15.8.1

外来種に関する国内法を採択しており、侵略的外来種の防除 や制御に必要な資金等を確保している国の割合

外来種に関する国内法を採択しており、侵略的外来 種の防除や制御に必要な資金等を確保している国の 割合(2010 年から 2020 年の値)

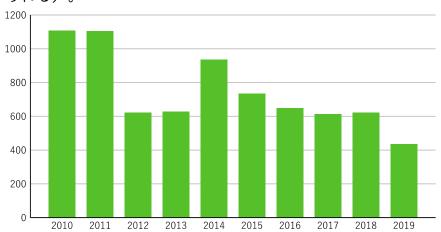
1

Target 15.a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの 資金の動員及び大幅な増額を行う。

## Indicator 15.a.1

(a) 生物多様性の保全と持続的な利用に係る ODA 及び(b) 生物多様性関連の経済的手段から生み出された収入と資金(指標 15.b.1 と同一指標)

定義:生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する ODA (生物多様性のための ODA 支出総額の合計として定義づけられる)。



生物多様性のための ODA 支出総額の合計(百万ドル)

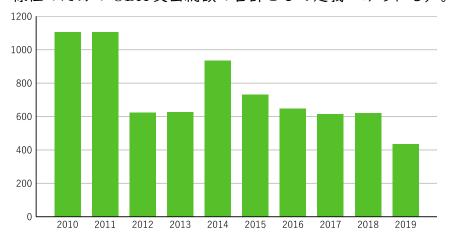
※本指標の2要素のうち、(b)については現状では算出ができないため、(a)のみを 算出対象としています。 Target 15.b 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。

#### Indicator 15.b.1

(a) 生物多様性の保全と持続的な利用に係る ODA 及び(b) 生物多様性関連の経済的手段から生み出された収入と資金(指標 15.a.1 と同一指標)

#### 定義:

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する ODA (生物多様性のための ODA 支出総額の合計として定義づけられる)。



生物多様性のための ODA 支出総額の合計(百万ドル)

※本指標の2要素のうち、(b)については現状では算出ができないため、(a)のみを 算出対象としています。 目標 16:持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



#### Indicator の状況

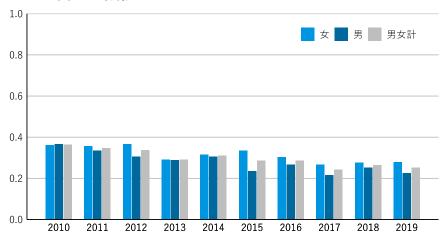
Target 16.1 あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅 に減少させる。

# Indicator 16.1.1

10 万人当たりの意図的な殺人行為による犠牲者の数(性別、年齢別)

# 定義:

| 年間(暦年)に都道府県警察で認知した殺人事件の死者数を、 人口で割った数値



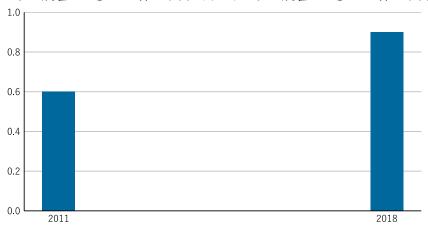
数値は(犠牲者数)人/(人口)10万人を表す。

# Indicator 16.1.3

過去 12 か月において(a) 身体的暴力、(b) 精神的暴力、(c)性的暴力を受けた人口の割合

# 定義:

犯罪被害実態(暗数)調査の調査実施年の前年に、暴行又は脅迫の被害に遭った者の割合及び性的な被害に遭った者の割合



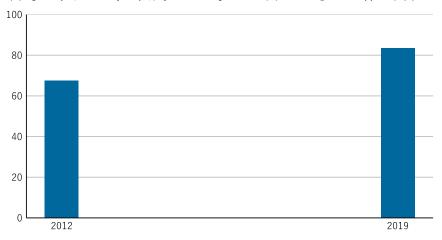
数値の単位は%である。

# Indicator 16.1.4

自身の居住区地域を一人で歩いても安全と感じる人口の割合

# 定義:

自身の居住地域を夜間一人で歩いて安全と感じる者の割合



数値の単位は%である。

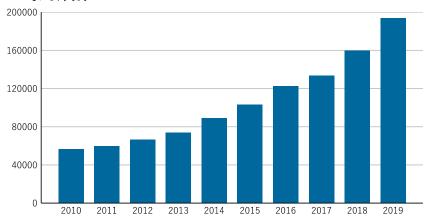
Target 16.2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。

# Indicator 16.2.1

過去 | か月における保護者等からの身体的な暴力及び/又は心理的な攻撃を受けた | 歳~17歳の子供の割合

#### 定義:

過去 1 年間(会計年度)の児童相談所における児童虐待相談 の対応件数

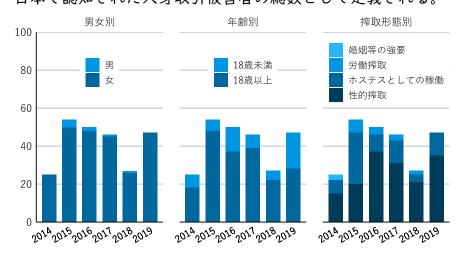


児童相談所における児童虐待相談対応件数

# Indicator 16.2.2

10万人当たりの人身取引の犠牲者の数(性別、年齢、搾取形態別)

# 定義: 日本で認知された人身取引被害者の総数として定義される。



数値は 10 万人当たりの人身取引の犠牲者の数である。

Target 16.3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。

# Indicator 16.3.1

過去 12 か月間に暴力を受け、所管官庁又はその他の公的に承認された紛争解決機構に対して、被害を届け出た者の割合

#### 定義:

これまでに暴行又は脅迫の被害に遭った者のうち被害者本人 又は誰かが捜査機関に被害を届け出た者の割合及び性的な被 害に遭った者のうち被害者本人又は誰かが捜査機関に被害を 届け出た者の割合

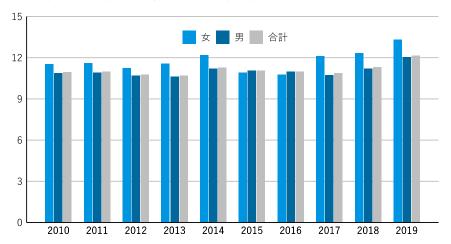


数値の単位は%である。

# Indicator 16.3.2

刑務所の総収容者数に占める判決を受けていない勾留者の割 合

定義:ある時点における、刑事施設に収容されている(a)被告人、(b)被疑者の合計の、被収容者の総数に対する割合



数値の単位は全て%である。

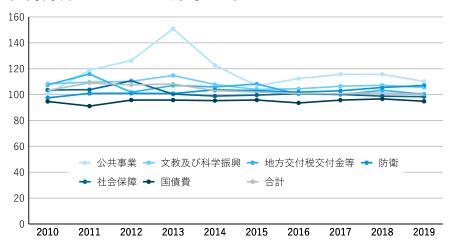
Target 16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。

#### Indicator 16.6.1

当初承認された予算に占める第一次政府支出(部門別、(予算 別又は類似の分類別))

#### 定義:

決算における第一次政府支出額の、当初予算における歳出額 に対する割合。実際の総支出が当初承認された予算額をどの 程度反映しているかを測定する。



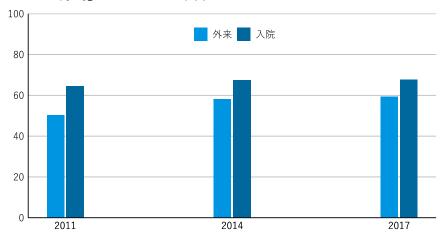
数値の単位は全て%である。

#### Indicator 16.6.2

最後に利用した公共サービスに満足した人の割合

#### 定義:

全国の一般病院を 10 月のある 1 日に利用した患者が、この病院における受診及び入院について、全体としてこの病院に関して「満足」としている割合



数値の単位は%である。

Target 16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。

#### Indicator 16.7.1

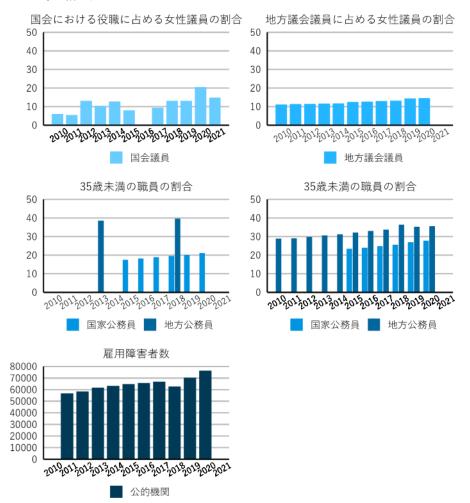
国全体における分布と比較した、国・地方の公的機関((a) 議会、(b) 公共サービス及び(c)司法を含む。)における性別、年齢別、障害者別、人口グループ別の役職の割合

#### 定義:

- (a): 国会における役職に占める女性議員の割合
- (a): 地方議会議員(都道府県・市区町村議会議員の合計)に 占める女性議員の割合
- (b):一般職国家公務員(常勤職員)の総数に対する女性職員 数及び35歳未満の職員数の割合
- (b): 地方公務員の職員数(一般職に属する職員)に対する女性職員数及び35歳未満の職員数の割合
- (b):障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)の規定に基づき、国、地方公共団体及び独立行政 法人等(以下「国の機関等」という。)及び民間企業に義 務付けられている法定雇用率以上の障害者を雇用しなければならないとされており、毎年6月 | 日現在の障害者の 任免状況通報及び雇用状況報告を提出することとなって いる。それらを集計したもの。

単位は「雇用障害者数」のみ人であり、それ以外は%。

- ※「役職」とは、衆議院及び参議院の議長、副議長、常任委員長、特別委員長を指す。
- ※地方議会議員に占める女性議員の割合については、都道府県、市、特別区、町村の別に集計している。
- ※地方公務員の値は、各年4月1日時点であり教育長を含まない。
- ※「公的機関」とは、国の行政機関、都道府県、市町村、教育委員会、独立行政法人等を指す。



Target 16.9 2030年までに、全ての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。

#### Indicator 16.9.1

5歳以下の子供で、行政機関に出生登録されたものの割合(年齢別)

#### 定義:

過去5年における出生届の件数を基とした子供の数のうち、 出生届の件数の割合

過去5年における出生届の件数を基とした子供の数 のうち、出生届の件数の割合(2010年から 2019年 の値(%))

100

Target 16.10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由 を保障する。

#### Indicator 16.10.2

情報へのパブリックアクセスを保障した憲法、法令、政策の 実施を採択している国の数

#### 定義:

情報へのパブリックアクセスを保障した憲法、法令、政策の 実施の採択の有無

情報へのパブリックアクセスを保障した憲法、法 令、政策の実施の採択の有無(2010年から 2020年 の値)

有

#### Indicator 16.a.1

パリ原則に準拠した独立した国内人権機関の存在の有無

#### 定義:

本指標は、国家人権機関世界連盟(GANHRI、旧「人権の促進及び擁護のための国家機関の国際調整委員会」、ICC)の手続規則に基づき、総会によって採択された、国家機関の地位に関する原則(パリ原則)を有する独立国家人権機関の存在を評価するものである。

パリ原則に準拠した独立した国内人権機関の存在の 有無(2010 年から 2020 年の値)

無

パリ原則に準拠した独立した国内人権機関はない。

人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況も踏まえ、適切に検討しているところである。

なお、従前から、人権擁護に携わる行政機関として法務省に人権擁護局が設けられており、その下部機関として、法務局人権擁護部(全国8か所)、地方法務局人権擁護課(全国42か所)及びこれらの支局(全国261か所(2021年1月現在))が設けられている。更に、日本においては、全国で約1万4000人の人権擁護委員(法務大臣が委嘱した民間の方々)が、法務省人権擁護局、法務局・地方法務局と協力して、人権擁護活動を行っている。

目標 17: 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



#### Indicator の状況

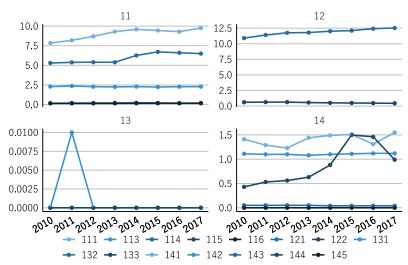
Target 17.1 課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、 国内資源の動員を強化する。

## Indicator 17.1.1

GDP に占める政府収入合計の割合(収入源別)

#### 定義:

本指標は、GDPに占める政府収入合計の割合(収入源別)を 示している。



単位は%。それぞれの項目は、次のとおり。

#### 11 税

- 111 所得・利益・資本利得に課される税
- 112 給与支払及び労働力に課される税
- 113 資産に課される税
- 114 財貨・サービスに課される税
- 115 国際貿易及び取引に課される税
- 116 その他の税

#### 12 社会負担

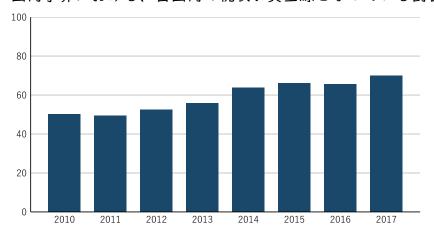
- 121 社会保障負担
- 122 その他の社会負担

#### 13 交付金

- 131 外国政府からのもの
- 132 国際機関からのもの
- 133 他の一般政府部門からのもの
- 14 その他の収入
  - 141 財産所得
  - 142 財貨・サービスの販売
  - 143 科料・罰金及び追徴金
  - 144 他に分類されない移転
  - 145 非生命保険・定型保証制度に関する保険料や保険金

※132 及び 133 の数値は 0 であるため、図内には記載していない。

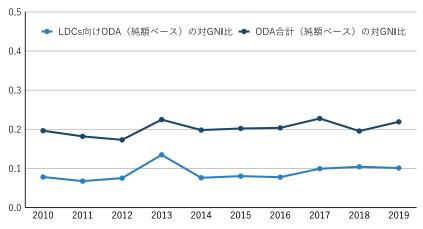
# <u>Indicator 17.1.2</u> 国内予算における、自国内の税収が資金源となっている割合



Target 17.2 先進国は、開発途上国に対するODAをGNI比0.7%に、後発開発途上国に対するODAをGNI比0.15~0.20%にするという目標を達成するとの多くの国によるコミットメントを含むODAに係るコミットメントを完全に実施する。ODA供与国が、少なくともGNI比0.20%のODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。

#### Indicator 17.2.1

OECD/DAC による寄与の GNI に占める純 ODA 総額及び後発開発途上国を対象にした額



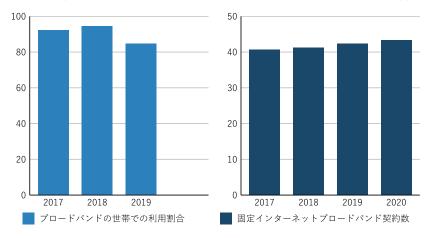
Target 17.6 STI及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルを始めとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。

#### Indicator 17.6.

100 人当たりの固定インターネットブロードバンド契約数 (回線速度別)

#### 定義:

- ①ブロードバンドの世帯での利用割合:通信利用動向調査における、過去 | 年間に自宅でパソコン等からインターネットを利用した際にブロードバンドを利用していると回答した 20 歳以上の世帯主がいる世帯の割合。
- ②固定ブロードバンド契約数:下り 256Kbps を超える速度で の公衆インターネットへの高速アクセスへの加入を指す。



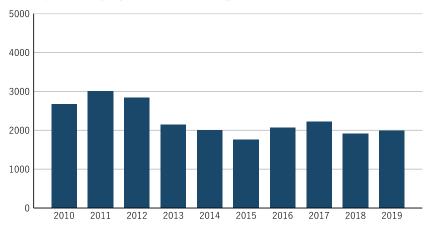
※ブロードバンドの世帯での利用割合の数値は%、固定ブロードバンド契約数は百万件を単位として図示している。

Target 17.9 全ての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしぼった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。

#### Indicator 17.9.1

開発途上国にコミットした財政支援額及び技術支援額(南北、 南南及び三角協力を含む) (ドル)

定義: 技術協力合計(ODA 支出総額)



ODA の技術協力の合計(百万ドル)

Target 17.13 政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。

# Indicator 17.13.1

マクロ経済ダッシュボード

#### 定義:

- ・商品の貿易額(輸出額・輸入額)は、日本から輸出され又は 日本に輸入された貨物の金額である。
- ・為替レートは、インターバンク市場におけるドル/円のスポットレートである。
- ・銀行の自己資本比率は、総資産(貸借対照表)に対する中核 資本(Tier 1)の比率である。
- ・銀行の総貸付残高に対する不良債権比率は、不良債権の価額を分子とし、ローンポートフォリオの合計額(不良債権を含む、特定の引当金控除前)を分母として使用して計算される。
- ・広義マネー成長率は、連続する二年間の広義マネー (M3) の変化率から計算される。
- ・失業率は、労働力人口に占める完全失業者の割合である。
- ・消費者物価指数インフレ率は、家計の消費構造を基準時で 一定のものに固定し、これに要する費用が物価の変動によ ってどう変化するかを示した指数(総合)の年平均変化率 である。



- ※商品貿易額の単位は千億円、為替レートの単位は円、それ以外は%である。
- ※商品貿易額は輸出額及び輸入額の実額としており、貿易統計による既存の公表値を提供している。
- ※為替レートは、17:00 時点のレートを用いて算出。
- ※失業率は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査 実施が一時困難となったため、2011年の数値は補完的に推計した値。

Target 17.16 全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、 知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダ ー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグロー バル・パートナーシップを強化する。

#### Indicator 17.16.1

持続可能な開発目標の達成を支援するマルチステークホルダー開発有効性モニタリング枠組みにおいて進捗を報告する国の数

#### 定義:

この指標は、持続可能な開発目標(SDGs)の達成を支援するマルチステークホルダー開発有効性モニタリング枠組みにおいて進捗状況を報告する国の数を測定する。

#### 2017年から進捗状況を報告

Target 17.18 2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。

# Indicator 17.18.2

公的統計の基本原則に準じた国家統計法のある国の数

公的統計の基本原則に準じた国家統計法の存否 (2010年から 2020年の値)

有

# <u>Indicator 17.18.3</u>

十分な資金提供とともに実施されている国家統計計画を持つ 国の数(資金源別)

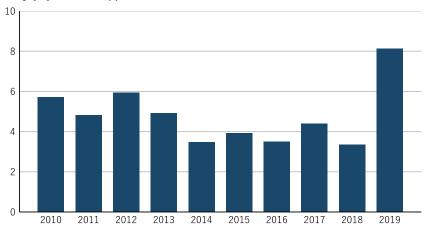
統計開発のための国家戦略に関する年次報告書に報告されているように、十分に資金が提供され、実施されている国家統計計画を有する国の数(2010年から2020年の値)

1

Target 17.19 2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。

## Indicator 17.19.1

開発途上国における統計能力の強化のために利用可能となった 資源のドル額



統計能力強化分野への ODA 支出総額の合計(百万ドル)